# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書	名	
22	鳥取市	健康増進事業に関する事務	重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳥取市長

## 公表日

令和4年7月5日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

I	基本情報		
п	特定個人情報ファイルの概要		
(別	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目		
ш	リスク対策		
IV	開示請求、問合せ		
v	評価実施手続		
(			

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の内容	健康増進法の規定に基づき、各種がん検診、歯科検診を実施。その結果をもとに保健指導、健康相談、精密検査勧奨等を行う。 特定個人情報は、以下の健康増進事業に関する事務において、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。 1 各種がん検診 2 歯科検診 3 健康相談 4 肝炎ウイルス検査 5 その他上記に関連する事務
③対象人数	<選択肢> [ 10万人以上30万人未満 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	住民健康管理システム
②システムの機能	1 検診対象者検索機能 : 対象者を検索する機能 2 検診受診券作成・発行機能 : 受診券を作成する機能 3 検診(精密検査結果も含む)情報登録機能 : 検診(精密検査結果も含む)情報を登録する機能 4 集計データ作成機能 : 検診結果等をもとに集計データ等を作成する機能
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ○ ] 宛名システム等</li> <li>[ ○ ] その他</li> <li>( 団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)</li> </ul>
システム2~5	
システム2	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	1 住民登録者宛名管理機能 : 住民登録者を住民基本台帳システムより連携、管理する機能 2 住民登録外者・事業所宛名管理機能 : 住民登録外者・事業所宛名を登録・修正する機能 3 共有宛名管理機能 : 共有代表者の宛名を登録・修正する機能 4 送付先管理機能 : 現住所と異なる送付先を登録・修正する機能 5 納税関係者管理機能 : 相続人や納税管理等の納税関係者を登録・修正する機能 6 連絡先管理機能 : 電話番号等の連絡先を登録・修正する機能 7 口座管理機能 : 振替口座・還付口座を登録・修正する機能 8 世帯管理機能 : 住民登録外者を世帯に加入・脱退する機能 9 納税組合管理機能 : 納税組合やそれに属する組合員を登録・修正する機能 10 他システム連携機能 : 税務システムや福祉系システム等と連携する機能
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ○ ]庁内連携システム</li> <li>[ ○ ]既存住民基本台帳システム</li> <li>[ ○ ]税務システム</li> <li>[ ○ ]その他 (団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)</li> </ul>

システム3			
①システムの名称	団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)		
②システムの機能	1 死名官理機能: 既仔業務ンステムから任民登録者テータ、任民登録外者テータを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名データベースに反映を行う。 2 統合宛名番号の付番機能: 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3 符号要求機能: 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 4 情報提供機能: 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 5 情報照会機能: 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ 〇 ] 庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇 ] 既存住民基本台帳システム		
	[ ] 宛名システム等 [ 〇 ] 税務システム		
	[〇]その他 (中間サーバー )		
システム4			
①システムの名称	中間サーバー		
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 統合宛名システム接続機能 中間サーバと統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 中間サーバのセキュリティを管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバのセキュリティを管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバのセキュリティを管理する。 10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。 10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。		
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム		

システム6~10					
システム11~15	システム11~15				
システム16~20					
3. 特定個人情報ファイルタ	S Company of the comp				
(1)宛名特定個人情報ファイル(2)健康増進事業特定個人情報					
4. 個人番号の利用 ※					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表第一76項				
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条				
5. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
	番号法第19条第8号及び別表第二 102の2の項				
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条				
6. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	健康こども部鳥取市保健所健康・子育て推進課				
②所属長の役職名	健康・子育て推進課長				
7. 他の評価実施機関					

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名						
(1)宛名特定個人情報ファイル						
2. 基本	青報					
①ファイル	√の種類 ※					
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
③対象とな	なる本人の範囲 ※	健康増進法に基づく検診対象者				
	その必要性	検診対象者や受診情報の管理を目的としているため、その目標達成に必要な範囲の特定個人情報を 保有				
④記録される項目		<選択肢>				
	主な記録項目 ※	<ul> <li>・識別情報         [〇]個人番号</li></ul>				
	その妥当性	個人番号 : 検診対象者を効率的に検索するため その他識別情報 : 検診対象者を効率的に検索するため 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 検診対象者への通知にあたり本人を特定するため 連絡先(電話番号等) : 検診(精密検査を含む)未受診者勧奨対象者へ連絡するため その他住民票関係情報 : 世帯情報を把握するため				
	全ての記録項目	別添1を参照。				
⑤保有開	始日	平成28年1月1日				
⑥事務担当部署		健康こども部鳥取市保健所健康・子育て推進課(健診推進室)				

3. 特定個人情報の入手・使用				
			[ ]本人又は本人の代理人	
			[〇]評価実施機関内の他部署 ( 市民生活部市民課 )	
			[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )	
①入手元	<b>*</b>		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )	
			[ ]民間事業者 ( )	
			[ ]その他 ( )	
			[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ	
②入手方	·:±		[ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇]庁内連携システム	
②八十万	运		[ ]情報提供ネットワークシステム	
			[ ]その他 ( )	
③使用目	的 ※		検診受診券の発行対象者、過去の受診歴の管理、健康情報の管理	
	使用部	『署	健康こども部鳥取市保健所健康・子育て推進課(健診推進室含む)、健康こども部鳥取市保健所鳥取東保健センター、各総合支所市民福祉課	
④使用の	主体使用者	<b></b>	<選択肢>	
⑤使用方法			個人番号 : システムの記録・検索・検診結果内容画面に表示する。 その他識別情報 : システムの記録・検索・検診結果内容画面に表示する。 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 受診券に記載したり、システムの記録・検索・検診結果内容画面に表示する。 連絡先(電話番号等) : システムの検診結果内容画面に表示する。 その他住民票関係情報 : システムの世帯内容画面に表示する。	
情報の突合			宛名システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する。	
⑥使用開始日			平成28年1月1日	

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託の有無 ※		[       委託する       ]       <         3					
委託事項1		システム保守・運用					
①委託内容		<ul><li>1 宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業</li><li>2 ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業</li><li>3 職員からの問い合わせに対する調査</li><li>4 作業指示に基づくデータ抽出</li></ul>					
②委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上					
③委託先名		富士通Japan株式会社 鳥取支店					
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない					
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先、再委託先から個人情報保護に関する誓約書の提出を求め、許諾を判断する。					
	⑥再委託事項	<ul><li>1 宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業</li><li>2 ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業</li><li>3 職員からの問い合わせに対する調査</li><li>4 作業指示に基づくデータ抽出</li></ul>					

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)							
提供・移転の有無	[ ]提供を行っている	(	)件	[	] 移転を行っている	(	)件
1= W W	[ 〇 ] 行っていない						
提供先1							
①法令上の根拠							
②提供先における用途							
③提供する情報							
④提供する情報の対象となる 本人の数	[	]	く選択肢> 1)1万人未 2)1万人以 3)10万人」 4)100万人 5)1,000万	:満 (上107 以上10 、以上1	0万人未満 □,000万人未満		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲							
	[ ]情報提供ネットワー	-クシステム	[	] 専	用線		
   ⑥提供方法	[ ]電子メール		]	]電	『子記録媒体(フラッシ	ュメモリを除く。)	)
<b>のルドバル</b>	[ ] フラッシュメモリ		[	] 紐	ŧ		
	[ ]その他 (						)
⑦時期·頻度							
提供先2~5							
提供先6~10							
提供先11~15							
提供先16~20							
移転先1							
①法令上の根拠							
②移転先における用途							
③移転する情報							
④移転する情報の対象となる 本人の数	[	]	<選択肢> 1) 1万人未 2) 1万人以 3) 10万人以 4) 100万人 5) 1,000万人	:満 (上107 以上10 ,以上1	)0万人未満  ,000万人未満		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲							
	[ ]庁内連携システム		[	] 専	用線		
<b>⑥移転方法</b>	[ ]電子メール		]	]電	電子記録媒体(フラッシ	ュメモリを除く。)	)
(D) 核型分法	[ ] フラッシュメモリ		]	] 紐	ŧ		
	[ ]その他 (						)
⑦時期·頻度							
移転先2~5							
移転先6~10							
移転先11~15							
移転先16~20							

### 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- 1 特定個人情報はID/パスワードによるログイン認証が必要なサーバ内に保管している。2 上記サーバは入退室管理を行っている部屋の中に設置している。3 上記の部屋は、セキュリティゲートにより入退館管理を行っている建物内にある。

## 7. 備考

#### 1 宛名特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 宛名区分、6. 個法区分、7. 宛名税目コード、8. 通称 名使用区分、9. 宛名異動事由、10. 宛名基本異動日、11. 宛名基本届出日、12. 基本氏名カナ情報、13. 基本氏名検索カナ情報、 14. 基本氏名漢字情報、15. 基本名力ナ情報、16. 基本名検索力ナ情報、17. 基本名漢字情報、18. 生年月日、19. 性別、20. 行 政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 選挙区、24. 郵便親番、25. 郵便子番、26. 住所区分、27. 住所コード、28. 番地コード、 29. 枝番コード、30. 小枝番コード、31. 小枝番コード3、32. 住所漢字、33. 方書漢字、34. 国籍コード、35. 在留資格、36. 在留 期間開始日、37. 在留期間終了日、38. 住記住民日、39. 住記住定日、40. 住記消除日、41. 住記消除事由、42. 住記住民区分、 43. 転入前市町村コード、44. 転入前郵便番号、45. 転入前住所、46. 転入前方書、47. 転出前市町村コード、48. 転出前郵便番 号、49. 転出前住所、50. 転出前方書、51. 外国人登録番号、52. 社会保障番号、53. DVフラグ、54. ネグレクトフラグ、55. 送付 先設定事由、56. 送付先設定日、57. 送付先廃止事由、58. 送付先廃止日、59. 送付先氏名カナ情報、60. 送付先氏名検索カナ情 報、61. 送付先氏名漢字情報、62. 送付先名カナ情報、63. 送付先名検索カナ情報、64. 送付先名漢字情報、65. 送付先郵便親 番、66. 送付先郵便子番、67. 送付先住所区分、68. 送付先住所コード、69. 送付先番地コード、70. 送付先枝番コード、71. 送付 先小枝番コード、72. 送付先小枝番コード3、73. 送付先住所漢字、74. 送付先方書漢字、75. 特定宛先人区分、76. 特定宛先人 コード、77. 特定宛先人設定日、78. 特定宛先人廃止日、79. 世帯コード、80. 続柄、81. 世帯増事由、82. 世帯増異動日、83. 世 带減事由、84. 世帯減異動日、85. 口座申込年月日、86. 口座開始年月日、87. 口座解約異動事由、88. 口座解約年月日、89. 金 融機関コード、90. 口座種別、91. 口座番号、92. 口座名義人カナ、93. 口座電話番号、94. 納付種別、95. 口振済通知出力区分、 96. 還付申込年月日、97. 還付開始年月日、98. 還付解約異動事由、99. 還付解約年月日、100. 還付金融機関コード、101. 還付 用口座種別、102. 還付用口座番号、103. 還付口座名義人カナ、104. 還付口座名義人漢字、105. 還付口座電話番号、106. 組 合コード、107. 組合加入日、108. 組合脱退日、109. 市町村コード、110. 関連前宛名コード、111. 関連宛名開始事由、112. 関 連宛名開始異動日、113. 関連宛名終了事由、114. 関連宛名終了異動日、115. 連絡先種別、116. 電話番号等、117. 経理担当 者等、118. 連絡先設定日、119. 異動担当者、120. 更新業務コード

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名						
(2)健康増進事業特定個人情報ファイル						
2. 基本情報						
①ファイルの種類 ※	<b>«</b>					
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
③対象となる本人の	範囲 ※	健康増進法に基づく検診対象者				
その必要性	生	検診対象者や検診結果情報を管理するため				
④記録される項目		<選択肢>				
主な記録エ	項目 ※	<ul> <li>・識別情報         [〇]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ 〇]その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報         [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等)</li>         [〇]その他住民票関係情報         *業務関係情報         [□]国税関係情報 [□]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報         [□]国税関係情報 [□]児童福祉・子育で関係情報 [□]障害者福祉関係情報         [□]生活保護・社会福祉関係情報 [□]介護・高齢者福祉関係情報         [□]雇用・労働関係情報 [□]年金関係情報 [□]学校・教育関係情報         [□]学校・教育関係情報         [□]学校・教育関係情報         [□]学校・教育関係情報 </ul>				
その妥当性	生	個人番号 : 検診対象者を効率的に検索するため その他識別情報 : 検診対象者を効率的に検索するため 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 検診対象者への通知にあたり本人を特定するため 連絡先(電話番号等) : 検診(精密検査を含む)未受診者勧奨対象者へ連絡するため その他住民票関係情報 : 世帯情報を把握するため 健康・医療関係情報 : 検診結果の管理をするため				
全ての記録	渌項目	別添1を参照。				
5保有開始日		平成28年1月1日				
⑥事務担当部署		健康こども部鳥取市保健所健康・子育て推進課(健診推進室)				

3. 特定	3. 特定個人情報の入手・使用				
		[ ]本人又は本人の代理人			
		[〇]評価実施機関内の他部署 (市民生活部市民課)			
①入手元	· •	[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )			
①人士元	· **	[ ]地方公共団体・地方独立行政法人 ( )			
		[ ]民間事業者 ( )			
		[〇]その他 (健診実施医療機関)			
		[〇]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ			
②入手方	·注	[ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇]庁内連携システム			
	<i>1</i> A	[〇]情報提供ネットワークシステム			
		[ ] その他 (			
③使用目的 ※		検診受診券の発行対象者、過去の受診歴の管理、健康情報の管理			
	使用部署	健康こども部鳥取市保健所健康・子育て推進課(健診推進室含む)、健康こども部鳥取市保健所鳥取東保健センター、各総合支所市民福祉課			
④使用の	主体 使用者数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>100人以上500人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>4)100人以上500人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>			
⑤使用方法		個人番号 : システムの記録・検索・検診結果内容画面に表示する。 その他識別情報 : システムの記録・検索・検診結果内容画面に表示する。 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 受診券に記載したり、システムの記録・検索・検診結果内容画面に表示する。 連絡先(電話番号等) : システムの検診結果内容画面に表示する。 その他住民票関係情報 : システムの世帯内容画面に表示する。 健康・医療関係情報 : システムの検診結果内容画面に表示する。			
情報の突合		宛名システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する。			
⑥使用開始日		平成28年1月1日			

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託の有無 ※		[   委託する   ]    3     (選択肢)     (2) 委託しない				
		( 3)件				
委託	事項1	健康増進事業に関する事務				
①委詞	托内容	1 窓口、電話応対(受診歴確認、受診券発行) 2 健診結果のデータ入力作業				
②委言	<b>千先における取扱者数</b>	<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				
③委詞	托先名	株式会社ニチイ学館				
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない				
再委託	⑤再委託の許諾方法					
	⑥再委託事項					
委託	事項2~5					
委託	事項2	システム保守・運用				
①委託内容		<ul><li>1 住民健康管理システムのパッケージアプリケーション保守作業</li><li>2 ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業</li><li>3 職員からの問い合わせに対する調査</li><li>4 作業指示に基づくデータ抽出</li></ul>				
②委託先における取扱者数		<選択肢>				
③委託先名		富士通Japan株式会社 鳥取支店				
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない				
再丢	⑤再委託の許諾方法	委託先、再委託先から個人情報保護に関する誓約書の提出を求め、許諾を判断する。				
委託	⑥再委託事項	<ul><li>1 住民健康管理システムのパッケージアプリケーション保守作業</li><li>2 ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業</li><li>3 職員からの問い合わせに対する調査</li><li>4 作業指示に基づくデータ抽出</li></ul>				
委託事項3		健康増進事業に関する事務				
①委詞	托内容	紙媒体による健診結果の電子データ化				
②委託先における取扱者数		<選択肢>				
③委請	<b>托先名</b>	株式会社ヨナゴシーズ				
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない				
再委託	⑤再委託の許諾方法					
āÚ	⑥再委託事項					

ı

5. 特定個人情報の提供・ラ	移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[ <b>〇</b> ] 提供を行っている ( 1)件 [ ] 移転を行っている ( )件						
	[ ] 行っていない						
提供先1	市町村長						
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第50条						
②提供先における用途	健康増進法による健康増進事業に関する事務						
③提供する情報	健康増進事業の実施に関する情報						
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様						
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線						
@## <b>-</b> \	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
6提供方法	[ ]フラッシュメモリ [ ]紙						
	[ ]その他 ( )						
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度						
提供先2~5							
提供先6~10							
提供先11~15							
提供先16~20							
移転先1							
①法令上の根拠							
②移転先における用途							
③移転する情報							
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満  [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲							
	[  ]庁内連携システム       [  ]専用線						
   ⑥移転方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)						
© 15 TA737A	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙						
	[ ]その他 ( )						
⑦時期·頻度							
移転先2~5							
移転先6~10							
移転先11~15							
移転先16~20							

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- 1 特定個人情報はID/パスワードによるログイン認証が必要なサーバ内に保管している。2 上記サーバは入退室管理を行っている部屋の中に設置している。3 上記の部屋は、セキュリティゲートにより入退館管理を行っている建物内にある。

### 7. 備考

#### (2) 健康増進事業特定個人情報ファイル

#### <一般健康診査情報>

1. 健管番号、2. 受診日、3. 健診機関コード、4. シリアル、5. 受診年度、6. 受診時年齢数値(999.11)、7. 受診時年齢文字(999歳 11ヶ月)、8. 集計用年齢(999)、9. 性別、10. 支所コード、11. 地区コード、12. 小学校コード、13. 集計用地区コード1、14. 集計用 地区コード2、15. 集計用地区コード3、16. 年齢区分(5歳)、17. 年齢区分(10歳)、18. 自己負担区分(支払用)、19. 保険区分(支払 用)、20. 集計計上日、21. 集計計上年度、22. 請求日、23. 支払済フラグ、24. 支払日、25. 国報告・健診種別、26. 国報告・受診 区分、27. 国報告・訪問健康診査、28. 国報告・判定・総合、29. 国報告・判定・血圧、30. 国報告・判定・脂質、31. 国報告・判定・糖 尿病、32. 国報告・貧血、33. 国報告・肝疾患、34. 国報告・腎機能障害、35. 国報告・たばこ、36. 国報告・詳細項目実施、37. 国 報告・服薬有無、38. 国報告・保健指導区分、39. 国報告・メタボ判定、40. 一般・検査方法、41. 一般・訪問健康診査、42. 問診・飲 酒有無、43. 問診・飲酒量、44. 問診・タバコ有無、45. 問診・タバコ本数、46. 問診・タバコ年数、47. 問診・喫煙指数、48. 問診・業 務歴、49. 問診・具体的な既往歴、50. 問診・自覚症状(所見)、51. 問診・他覚症状(所見)、52. 問診・その他(家族歴等)、53. 質問 票・服薬1(血圧)、54. 質問票・服薬1(薬剤)、55. 質問票・服薬1(服薬理由)、56. 質問票・服薬2(血糖)、57. 質問票・服薬2(薬剤)、5 8. 質問票·服薬2(服薬理由)、59. 質問票·服薬3(脂質)、60. 質問票·服薬3(薬剤)、61. 質問票·服薬3(服薬理由)、62. 質問票·生 活習慣の改善、63. 質問票・保健指導の希望、64. 身体測定・身長、65. 身体測定・体重、66. 身体測定・腹囲、67. 身体測定・BMI、 68. 身体測定・肥満度、69. 尿検査・尿糖、70. 尿検査・尿蛋白、71. 尿検査・尿潜血、72. 血圧・収縮期血圧、73. 血圧・拡張期血 圧、74. 血清脂質・総コレステロール、75. 血清脂質・中性脂肪、76. 血清脂質・HDL、77. 血清脂質・LDL、78. 肝機能・AST(GOT)、 79. 肝機能・ALT(GPT)、80. 肝機能・γ-GTP、81. 肝機能・ALP、82. 肝機能・コリンエステラーゼ、83. 肝機能・総ビリルビン、84. 肝機能・総蛋白、85. 腎機能・クレアチニン、86. 腎機能・GFR、87. 腎機能・GFR区分、88. 腎機能・尿素窒素、89. 貧血・赤血球、9 O. 貧血・血色素、91. 貧血・ヘマトクリット、92. 糖尿・空腹随時フラグ、93. 糖尿・食後経過時間、94. 糖尿・血糖、95. 糖尿・HbA1 c、96. 血液一般·白血球、97. 血液一般·MCV、98. 血液一般·MCH、99. 血液一般·MCHC、100. 血液一般·血小板数、101. 血 液一般・尿酸、102. 血液一般・アルブミン、103. 血液一般・LDH、104. 血液一般・血清アミラーゼ、105. 前立腺・PSA、106. 総合 判定、107. 眼底・KW、108. 眼底・シャイエ(H)、109. 眼底・シャイエ(S)、110. 眼底・判定、111. 心電図・所見1、112. 心電図・所 見2、113. 心電図・判定、114. メタボリックシンドローム判定、115. メタボリックシンドローム判定(自動判定)、116. メタボリックシンドローム判定不能フラ グ、117. 保健指導レベル、118. 保健指導レベル(自動判定)、119. 保健指導レベル(服薬中フラグ)、120. 保健指導レベル判定不能フラグ、1 21. 詳細健診・実施フラグ、122. 詳細健診・実施(貧血)、123. 詳細健診・実施(眼底)、124. 詳細健診・実施(心電図)、125. 詳細健 診・前年度該当フラグ、126. 二次受診日、127. 二次健診機関コード、128. OCR登録時連番、129. 新規レコード作成者、130. 新 規レコード作成日時、131. 新規レコード端末、132. 新規レコードプログラム、133. 最終レコード更新者、134. 最終レコード更新日 |時、135. 最終レコード端末、136. 最終レコードプログラム、137. HbA1c変換フラグ、138. HbA1c変換前、139. (鳥取市)健診枝 番、140. (鳥取市)受診会場、その他、141. (鳥取市)受診医療機関、その他、142. (鳥取市)受診種別、143. (鳥取市)受診券種 別、144. (鳥取市)登録日、145. (鳥取市)備考、146. (鳥取市)眼底医療機関、147. (鳥取市)眼底医療機関\_その他、148. (鳥 取市)眼底受診日、149. (鳥取市)総合判定、150. (鳥取市)連絡先、151. (鳥取市)既往歴\_高血圧、152. (鳥取市)既往歴 動脈 硬化、153. (鳥取市)既往歴\_心臓疾患、154. (鳥取市)既往歴\_貧血、155. (鳥取市)既往歴\_肝疾患、156. (鳥取市)既往歴\_糖尿 病、157. (鳥取市)既往歴 骨関節疾患、158. (鳥取市)既往歴 泌尿器疾患、159. (鳥取市)既往歴 脳卒中、160. (鳥取市)既往 歴.肝臓病、161. (鳥取市)既往歴.肺結核・気管支炎、162. (鳥取市)既往歴.胃腸病、163. (鳥取市)既往歴.リウマチ、164. (鳥取 市)既往歴\_手術(胃切)、165. (鳥取市)既往歴\_手術(子宮摘出)、166. (鳥取市)既往歴\_手術(その他)、167. (鳥取市)既往歴\_が ん、168. (鳥取市)既往歴.通風、169. (鳥取市)既往歴\_高脂血症、170. (鳥取市)既往歴.尿糖陽性、171. (鳥取市)既往歴.眼底 出血、172. (鳥取市)既往歴\_輸血有、173. (鳥取市)家族歴.脳卒中、174. (鳥取市)家族歴\_高血圧症、175. (鳥取市)家族歴\_心 臓病、176. (鳥取市)家族歴\_糖尿病、177. (鳥取市)家族歴\_がん、178. (鳥取市)飲酒、179. (鳥取市)飲酒量、180. (鳥取市) 喫煙、181. (鳥取市)喫煙量、182. (鳥取市)喫煙年数、183. (鳥取市)喫煙指数、184. (鳥取市)身長、185. (鳥取市)体重、18 6. (鳥取市)BMI指数、187. (鳥取市)最大血圧、188. (鳥取市)最小血圧、189. (鳥取市)心電図判定、190. (鳥取市)総コレス テロール、191. (鳥取市)HDLコレステロール、192. (鳥取市)LDL、193. (鳥取市)中性脂肪、194. (鳥取市)尿(糖)、195. (鳥 取市)血糖(グルコース)、196. (鳥取市)血糖(随時)、197. (鳥取市)HbA1c(JDS)、198. (鳥取市)尿(蛋白)、199. (鳥取市)尿 (潜血)、200. (鳥取市)ウロビリノーゲン、201. (鳥取市)クレアチニン、202. (鳥取市)尿酸値、203. (鳥取市)尿素窒素、204. (鳥取市)赤血球数、205. (鳥取市)ヘマトクリット、206. (鳥取市)ヘモグロビン(血色素)、207. (鳥取市)白血球数、208. (鳥取 市)AST(GOT)、209. (鳥取市)ALT(GPT)、210. (鳥取市)アルカリフォスタファーゼ、211. (鳥取市) $\gamma$ ーGT( $\gamma$ —GTP)、212. (鳥取市)総蛋白、213. (鳥取市)アルブミン、214. (鳥取市)PSA、215. (鳥取市)眼底判定、216. (鳥取市)視診判定、217. (鳥 取市) 聴診(心音) 判定、218. (鳥取市)触診判定、219. (鳥取市) HbA1c(NGSP)、220. (移行)高血圧、221. (移行)心電図異 常、222. (移行)糖尿病(疑を含む)、223. (移行)高脂血症、224. (移行)非アルコール性肝疾患、225. (移行)アルコール性肝疾 患、226. (移行)腎疾患(疑を含む)、227. (移行)貧血(疑を含む)、228. (移行)尿酸、229. (移行)その他の疾患、230. (移行)H bA1c判定、231. (移行)要精検フラグ、232. (移行)印刷区分、233. (移行)印刷日、234. (移行)最新フラグ、235. (移行)金額、 236. (移行)フォロー枝番、237. (移行)フォロー事業番号、238. (移行)相談枝番、239. (移行)メモ枝番、240. (移行)訪問者 コード、241. (移行)登録区、242. 移行フラグ、243. データフラグ

#### (2) 健康増進事業特定個人情報ファイル

#### <胃がん検診情報>

1. 健管番号、2. 受診日、3. 健診機関コード、4. シリアル、5. 受診年度、6. 受診時年齢数値(999. 11)、7. 受診時年齢文字(999 歳11ヶ月)、8. 集計用年齢(999)、9. 性別、10. 支所コード、11. 地区コード、12. 小学校コード、13. 集計用地区コード1、14. 集 計用地区コード2、15. 集計用地区コード3、16. 年齢区分(5歳)、17. 年齢区分(10歳)、18. 自己負担区分(支払用)、19. 保険区 分(支払用)、20. 受診時国保、21. 集計計上日、22. 集計計上年度、23. 請求日、24. 支払済フラグ、25. 支払日、26. 国報告・受 診区分、27. 国報告·受診時国保、28. 国報告·一次結果判定、29. 国報告·精検結果判定、30. 国報告·計上対象区分、31. 国報 告・一次偶発症、32. 国報告・一次偶発症・死亡、33. 国報告・一次撮影方法、34. 国報告・一次内視鏡要再検査、35. 国報告・一次 生検実施、36. 国報告・精検受診日、37. 国報告・精検がん・原発性、38. 国報告・精検がん・早期、39. 国報告・精検がん・粘膜内、 40. 国報告·精検偶発症、41. 国報告·精検偶発症·死亡、42. 一次検査方法、43. 一次検査撮影方法、44. 一次内視鏡要再検査、 45. 一次生検実施、46. 一次判定、47. 一次部位1-1、48. 一次部位1-2、49. 一次部位2-1、50. 一次部位2-2、51. 一次 部位3-1、52. 一次部位3-2、53. 一次部位4-1、54. 一次部位4-2、55. 一次部位5-1、56. 一次部位5-2、57. 一次所見1、58. 一次所見2、59. 一次所見3、60. 一次所見4、61. 一次所見5、62. 一次偶発症、63. 一次偶発症・死亡、64. 精検受診 日、65. 精検医療機関、66. 精検受診区分、67. 精検診断方法1、68. 精検診断方法2、69. 精検診断方法3、70. 精検判定1、7 1. 精検判定2、72. 精検判定3、73. 精検結果他疾患、74. 精検がん・原発性、75. 精検がん・早期、76. 精検がん・進行、77. 精検 がん・粘膜内、78. 精検偶発症、79. 精検偶発症・死亡、80. 初回フラグ、81. OCR登録時連番、82. 新規レコード作成者、83. 新規 レコード作成日時、84. 新規レコード端末、85. 新規レコードプログラム、86. 最終レコード更新者、87. 最終レコード更新日時、88. 最終レコード端末、89. 最終レコードプログラム、90. (鳥取市)検診枝番、91. (鳥取市)受診会場\_\_その他、92. (鳥取市)受診医療 機関\_\_その他、93. (鳥取市)受診種別、94. (鳥取市)受診券種別、95. (鳥取市)登録日、96. (鳥取市)備考、97. (鳥取市)総合 判定、98. (鳥取市)連絡先、99. (鳥取市)検査方法、100. (鳥取市)部位1、101. (鳥取市)部位2、102. (鳥取市)X線所見、10 3. (鳥取市)内視鏡部位1、104. (鳥取市)内視鏡部位2、105. (鳥取市)内視鏡診断、106. (鳥取市)生検、107. (鳥取市)治療、 108. (鳥取市)検診中/後の重篤な偶発症を確認、109. (鳥取市)検診中/後の偶発症による死亡、110. (鳥取市)精検・検診枝 番、111. (鳥取市)精検·精検枝番、112. (鳥取市)精検·精検登録日、113. (鳥取市)精検·受診区分、114. (鳥取市)精検·受診 日、115. (鳥取市)精検・医療機関、116. (鳥取市)精検・医療機関\_\_その他、117. (鳥取市)精検・備考、118. (鳥取市)精検・未 受診理由、119. (鳥取市)精検·精検判定、120. (鳥取市)精検·精検方法\_\_X線透視撮影、121. (鳥取市)精検·精検方法\_\_内視 鏡、122. (鳥取市)精検・精検方法\_細胞診、123. (鳥取市)精検・精検方法\_組織診、124. (鳥取市)精検・精検方法\_その他、1 25. (鳥取市)精検·治療、126. (鳥取市)精検·部位1\_\_噴門部、127. (鳥取市)精検·部位1\_\_胃体部、128. (鳥取市)精検·部位1 胃角部、129. (鳥取市)精検·部位1 前庭部、130. (鳥取市)精検·部位1 幽門部、131. (鳥取市)精検·部位1 十二指腸球 部、132. (鳥取市)精検·部位1\_\_十二指腸、133. (鳥取市)精検·部位1\_\_穹窿部、134. (鳥取市)精検·部位1\_\_幽門前庭部、13 5. (鳥取市)精検・部位1\_食道、136. (鳥取市)精検・部位1\_その他、137. (鳥取市)精検・部位2\_小彎、138. (鳥取市)精検・ 部位2\_\_大彎、139. (鳥取市)精検・部位2\_\_前壁、140. (鳥取市)精検・部位2\_\_後壁、141. (鳥取市)精検・部位2\_\_全周、142. (鳥取市)精検・部位2\_その他、143. (鳥取市)精検・進行区分、144. (鳥取市)精検・病期、145. (鳥取市)精検・がんのうち原発性 のがん、146. (鳥取市)精検・原発性のがんのうち早期がん、147. (鳥取市)精検・早期がんのうち粘膜内がん、148. (鳥取市)精 検・精検中/後の重篤な偶発症を確認、149. (鳥取市)精検・精検中/後の偶発症による死亡、150. (移行)要精検フラグ、151. (移行)印刷区分、152. (移行)印刷日、153. (移行)最新フラグ、154. (移行)金額、155. (移行)フォロー枝番、156. (移行)フォ ロー事業番号、157. (移行)相談枝番、158. (移行)メモ枝番、159. (移行)登録区、160. (移行)精検不要の診断名、161. (移 行)精検·精検受診番号、162. (移行)精検·精検票発行日、163. (移行)精検·委託料分類区分、164. (移行)精検·予備医療機 関、165. (移行)精検・予備機関\_\_その他、166. (移行)精検・金額、167. (移行)精検・最新フラグ、168. (移行)精検・印刷区分、 169. (移行)精検・印刷日、170. (移行)精検・フォロー枝番、171. (移行)精検・フォロー事業番号、172. (移行)精検・相談枝番、1 73. (移行)精検・メモ枝番、174. (移行)精検・登録区、175. 移行フラグ、176. データフラグ、177. 保険者番号、178. 被保険者 記号、179. 被保険者番号、180. 被保険者枝番、181. 問診受診歴、182. 問診症状有無、183. X線読影所見有無、184. X線読 影所見、185. 内視鏡所見有無、186. 内視鏡所見、187. 一次総合判定、188. 一次所見、189. 保険者番号(精検)、190. 被保険 者記号(精検)、191. 被保険者番号(精検)、192. 被保険者枝番(精検)、193. 【マイナンバー】副本対象、194. 【マイナンバー】副 本対象(精検)、195. (XML用)精検判定1

#### (2) 健康増進事業特定個人情報ファイル

#### <肺がん検診情報>

1. 健管番号、2. 受診日、3. 健診機関コード、4. シリアル、5. 受診年度、6. 受診時年齢数値(999. 11)、7. 受診時年齢文字(999 歳11ヶ月)、8. 集計用年齢(999)、9. 性別、10. 支所コード、11. 地区コード、12. 小学校コード、13. 集計用地区コード1、14. 集 計用地区コード2、15. 集計用地区コード3、16. 年齢区分(5歳)、17. 年齢区分(10歳)、18. 自己負担区分(支払用)、19. 保険区 分(支払用)、20. 受診時国保、21. 集計計上日、22. 集計計上年度、23. 請求日、24. 支払済フラグ、25. 支払日、26. 国報告・受 診区分、27. 国報告·受診時国保、28. 国報告·一次X線結果判定、29. 国報告·一次喀痰結果判定、30. 国報告·精検結果判定、3 1. 国報告・喀痰所見、32. 国報告・問診者、33. 国報告・喀痰細胞診対象者、34. 国報告・容器配布、35. 国報告・喀痰細胞診、3 6. 国報告·計上対象区分、37. 国報告·定期区分、38. 国報告·一次胸部X線読影結果、39. 国報告·一次喀痰細胞診結果、40. 国 報告・一次偶発症、41. 国報告・一次偶発症・死亡、42. 国報告・精検受診日、43. 国報告・精検がん・原発性、44. 国報告・精検臨床 病期分類、45. 国報告・精検偶発症、46. 国報告・精検偶発症・死亡、47. 一次定期区分、48. 一次検査方法、49. 問診6月以内の 血痰、50. 問診喫煙有無、51. 問診喫煙本数、52. 問診喫煙年数、53. 問診喫煙指数、54. 喀痰細胞診対象者、55. 喀痰細胞診容 器配布、56. 喀痰細胞診所見、57. 喀痰細胞診結果、58. 喀痰細胞診判定、59. X線第一読影結果(比較読影)、60. X線第二読影 結果(比較読影)、61. X線比較読影結果(比較読影)、62. X線読影結果、63. X線判定、64. 一次判定、65. 一次偶発症、66. 一次 偶発症・死亡、67. 精検受診日、68. 精検医療機関、69. 精検受診区分、70. 精検診断方法1、71. 精検診断方法2、72. 精検診断 方法3、73. 精検判定1、74. 精検判定2、75. 精検判定3、76. 精検結果他疾患、77. 精検臨床病期分類、78. 精検がん・原発性、 79. 精検偶発症、80. 精検偶発症・死亡、81. 初回フラグ(肺がん)、82. 初回フラグ(X線)、83. 初回フラグ(喀痰)、84. OCR登録 |時連番、85. 新規レコード作成者、86. 新規レコード作成日時、87. 新規レコード端末、88. 新規レコードプログラム、89. 最終レコー ド更新者、90. 最終レコード更新日時、91. 最終レコード端末、92. 最終レコードプログラム、93. (鳥取市)検診枝番、94. (鳥取市) 受診会場 その他、95. (鳥取市)受診医療機関 その他、96. (鳥取市)受診種別、97. (鳥取市)受診券種別、98. (鳥取市)登録 日、99. (鳥取市)総合判定、100. (鳥取市)連絡先、101. (鳥取市)血痰有無、102. (鳥取市)喫煙、103. (鳥取市)喫煙量、10 4. (鳥取市)喫煙年数、105. (鳥取市)喫煙指数、106. (鳥取市)検査方法\_胸部X線撮影、107. (鳥取市)検査方法\_喀痰細胞 |診、108. (鳥取市)検査方法\_\_その他、109. (鳥取市)胸部X線判定、110. (鳥取市)要検査詳細、111. (鳥取市)細胞診判定、11 2. (鳥取市)喀痰判定区分、113. (鳥取市)X線判定区分、114. (鳥取市)検診中/後の重篤な偶発症を確認、115. (鳥取市)検診 中/後の偶発症による死亡、116. (鳥取市)精検・検診枝番、117. (鳥取市)精検・精検枝番、118. (鳥取市)精検・精検登録日、1 19. (鳥取市)精検・受診区分、120. (鳥取市)精検・受診日、121. (鳥取市)精検・医療機関、122. (鳥取市)精検・医療機関\_\_その 他、123. (鳥取市)精検・備考、124. (鳥取市)精検・精検判定、125. (鳥取市)精検・診断方法\_\_胸部直接撮影、126. (鳥取市)精 検·診断方法\_\_断層撮影、127. (鳥取市)精検·診断方法\_\_CT、128. (鳥取市)精検·診断方法\_\_気管支鏡、129. (鳥取市)精検· 診断方法\_\_気管支造影、130. (鳥取市)精検・診断方法\_\_細胞診、131. (鳥取市)精検・診断方法\_\_組織診、132. (鳥取市)精検・ 診断方法\_MRI、133. (鳥取市)精検・診断方法\_その他、134. (鳥取市)精検・組織分類\_扁平上皮がん、135. (鳥取市)精検・ 組織分類\_\_腺がん、136. (鳥取市)精検・組織分類\_\_小細胞がん、137. (鳥取市)精検・組織分類\_\_大細胞がん、138. (鳥取市)精 検・組織分類\_\_その他、139. (鳥取市)精検・治療、140. (鳥取市)精検・がんのうち原発性のがん、141. (鳥取市)精検・原発性の がんのうち臨床病期 I 期、142. (鳥取市)精検・精検中/後の重篤な偶発症を確認、143. (鳥取市)精検・精検中/後の偶発症によ る死亡、144. (移行)要精検フラグ、145. (移行)印刷区分、146. (移行)印刷日、147. (移行)最新フラグ、148. (移行)金額、14 9. (移行)備考、150. (移行)フォロー枝番、151. (移行)フォロー事業番号、152. (移行)相談枝番、153. (移行)メモ枝番、154. (移行)結核要精検フラグ、155. (移行)登録区、156. (移行)精検・精検受診番号、157. (移行)精検・精検票発行日、158. (移行) 精検・委託料分類区分、159. (移行)精検・予備医療機関、160. (移行)精検・予備機関\_\_その他、161. (移行)精検・金額、162. (移行)精検・最新フラグ、163. (移行)精検・印刷区分、164. (移行)精検・印刷日、165. (移行)精検・フォロー枝番、166. (移行) 精検・フォロ一事業番号、167. (移行)精検・相談枝番、168. (移行)精検・メモ枝番、169. (移行)精検・未受診理由、170. (移行) 精検・登録区、171. (移行)精検・結核精検判定、172. (移行)精検・病型分類(病巣の性状)、173. (移行)精検・病型分類(病巣の 拡がり)、174. (移行)精検・病型分類(病側)、175. (移行)精検・活動性分類、176. (移行)精検・喀痰検査、177. 移行フラグ、17 8. データフラグ、179. 保険者番号、180. 被保険者記号、181. 被保険者番号、182. 被保険者枝番、183. 問診受診歴、184. 問 診症状有無、185. 喀痰受診日、186. 喀痰細胞診所見(文字)、187. X線読影所見、188. 一次総合判定、189. 一次所見、190. 保険者番号(精検)、191. 被保険者記号(精検)、192. 被保険者番号(精検)、193. 枝番(精検)、194. 【マイナンバー】副本対象、 195. 【マイナンバー】副本対象(精検)

#### (2) 健康増進事業特定個人情報ファイル

#### <大腸がん検診情報>

1. 健管番号、2. 受診日、3. 健診機関コード、4. シリアル、5. 受診年度、6. 受診時年齢数値(999. 11)、7. 受診時年齢文字(999 歳11ヶ月)、8. 集計用年齢(999)、9. 性別、10. 支所コード、11. 地区コード、12. 小学校コード、13. 集計用地区コード1、14. 集 計用地区コード2、15. 集計用地区コード3、16. 年齢区分(5歳)、17. 年齢区分(10歳)、18. 自己負担区分(支払用)、19. 保険区 分(支払用)、20. 受診時国保、21. 集計計上日、22. 集計計上年度、23. 請求日、24. 支払済フラグ、25. 支払日、26. 国報告・受 診区分、27. 国報告・受診時国保、28. 国報告・一次結果判定、29. 国報告・精検結果判定、30. 国報告・精検腺腫の大きさ、31. 国 報告・計上対象区分、32. 国報告・精検受診日、33. 国報告・精検がん・原発性、34. 国報告・精検がん・早期、35. 国報告・精検が ん・粘膜内、36. 国報告・精検偶発症、37. 国報告・精検偶発症・死亡、38. 一次検査方法、39. 一次便潜血1回目、40. 一次便潜血 2回目、41. 一次判定、42. 精検受診日、43. 精検医療機関、44. 精検受診区分、45. 精検診断方法1、46. 精検診断方法2、47. 精検診断方法3、48. 精検組織学的検査、49. 精検判定1、50. 精検判定2、51. 精検判定3、52. 精検腺腫の大きさ、53. 精検結 果他疾患、54. 精検・ポリープ内視鏡的切除指示有無、55. 精検がん・原発性、56. 精検がん・早期、57. 精検がん・進行、58. 精検 がん・病期不明、59. 精検がん・粘膜内、60. 精検偶発症、61. 精検偶発症・死亡、62. 初回フラグ、63. OCR登録時連番、64. 新 規レコード作成者、65. 新規レコード作成日時、66. 新規レコード端末、67. 新規レコードプログラム、68. 最終レコード更新者、69. 最終レコード更新日時、70. 最終レコード端末、71. 最終レコードプログラム、72. (鳥取市)検診枝番、73. (鳥取市)受診会場\_\_その 他、74. (鳥取市)受診医療機関\_\_その他、75. (鳥取市)受診種別、76. (鳥取市)受診券種別、77. (鳥取市)登録日、78. (鳥取 市)備考、79. (鳥取市)総合判定、80. (鳥取市)連絡先、81. (鳥取市)1回目便潜血判定、82. (鳥取市)2回目便潜血判定、83. (鳥取市)直腸指診、84. (鳥取市)精検・検診枝番、85. (鳥取市)精検・精検枝番、86. (鳥取市)精検・精検登録日、87. (鳥取市) 精検・受診区分、88. (鳥取市)精検・受診日、89. (鳥取市)精検・医療機関、90. (鳥取市)精検・医療機関\_\_その他、91. (鳥取市) 精検・備考、92. (鳥取市)精検・未受診理由、93. (鳥取市)精検・精検判定、94. (鳥取市)精検・精検方法\_\_ 全大腸内視鏡検査、9 5. (鳥取市)精検·精検方法 S状結腸内視鏡検査、96. (鳥取市)精検·精検方法 注腸X線検査、97. (鳥取市)精検·精検方法 生検組織診、98. (鳥取市)精検・精検方法\_\_内視鏡的切除、99. (鳥取市)精検・精検方法\_\_検査拒否、100. (鳥取市)精検・精検方 法\_\_その他の検査、101. (鳥取市)精検・部位\_\_直腸、102. (鳥取市)精検・部位\_\_S字状結腸、103. (鳥取市)精検・部位\_ 結腸、104. (鳥取市)精検・部位 横行結腸、105. (鳥取市)精検・部位 上行結腸、106. (鳥取市)精検・部位 回盲部(盲腸)、1 07. (鳥取市)精検・部位\_\_回盲部(虫垂)、108. (鳥取市)精検・部位\_\_回盲部(回腸末端)、109. (鳥取市)精検・部位\_\_その他、11 O. (鳥取市)精検・治療、111. (鳥取市)精検・がんのうち原発性のがん、112. (鳥取市)精検・原発性のがんのうち早期がん、113. (鳥取市)精検・早期がんのうち粘膜内がん、114. (鳥取市)精検・精検中/後の重篤な偶発症を確認、115. (鳥取市)精検・精検中 /後の偶発症による死亡、116. (鳥取市)精検・腺腫の大きさ、117. (移行)要精検フラグ、118. (移行)印刷区分、119. (移行)印 刷日、120. (移行)最新フラグ、121. (移行)金額、122. (移行)フォロー枝番、123. (移行)フォロー事業番号、124. (移行)相談 枝番、125. (移行)メモ枝番、126. (移行)登録区、127. (移行)問診要注意、128. (移行)精検・精検受診番号、129. (移行)精 検・精検票発行日、130. (移行)精検・委託料分類区分、131. (移行)精検・予備医療機関、132. (移行)精検・予備機関\_\_その他、 133. (移行)精検・金額、134. (移行)精検・最新フラグ、135. (移行)精検・印刷区分、136. (移行)精検・印刷日、137. (移行)精 検・フォロー枝番、138. (移行)精検・フォロー事業番号、139. (移行)精検・相談枝番、140. (移行)精検・メモ枝番、141. (移行)精 検・登録区、142. 移行フラグ、143. データフラグ、144. 保険者番号、145. 被保険者記号、146. 被保険者番号、147. 被保険者 枝番、148. 問診受診歴、149. 問診症状有無、150. 一次便潜血所見、151. 一次総合判定、152. 一次所見、153. 保険者番号 (精検)、154. 被保険者記号(精検)、155. 被保険者番号(精検)、156. 被保険者枝番(精検)、157. 【マイナンバー】副本対象、15 8. 【マイナンバー】副本対象(精検)、159. 一次偶発症、160. 一次偶発症・死亡、161. (XML用)一次便潜血1回目

#### (2) 健康増進事業特定個人情報ファイル

#### <子宮がん検診情報>

1. 健管番号、2. 受診日、3. 健診機関コード、4. シリアル、5. 受診年度、6. 受診時年齢数値(999. 11)、7. 受診時年齢文字(999 歳11ヶ月)、8. 集計用年齢(999)、9. 性別、10. 支所コード、11. 地区コード、12. 小学校コード、13. 集計用地区コード1、14. 集 計用地区コード2、15. 集計用地区コード3、16. 年齢区分(5歳)、17. 年齢区分(10歳)、18. 自己負担区分(支払用)、19. 保険区 分(支払用)、20. 受診時国保、21. 集計計上日、22. 集計計上年度、23. 請求日、24. 支払済フラグ、25. 支払日、26. 国報告・受 診区分、27. 国報告·受診時国保、28. 国報告·一次頸部適正、29. 国報告·一次頸部結果判定、30. 国報告·一次体部結果判定、3 1. 国報告·精検頸部結果判定、32. 国報告·精検体部結果判定、33. 国報告·計上対象区分、34. 国報告·一次偶発症、35. 国報 告・一次偶発症・死亡、36. 国報告・精検受診日、37. 国報告・精検がん・頸部原発性、38. 国報告・精検がん・体部原発性、39. 国報 告・精検がん・上皮内、40. 国報告・精検がん・微小浸潤、41. 国報告・精検偶発症、42. 国報告・精検偶発症・死亡、43. 一次検査方 法、44. 一次頸部細胞診分類、45. 一次頸部初回検体の適正、46. 一次頸部細胞診クラス、47. 一次頸部細胞診ベセスダ、48. -次体部細胞診クラス、49. 一次頸部判定、50. 一次頸部医師判定、51. 一次体部判定、52. HPV判定、53. 一次判定、54. 一次臨 床診断1、55. 一次臨床診断2、56. 一次臨床診断3、57. 一次偶発症、58. 一次偶発症・死亡、59. 精検受診日、60. 精検医療機 関、61. 精検受診区分、62. 精検診断方法1、63. 精検診断方法2、64. 精検診断方法3、65. 精検判定1、66. 精検判定2、67. 精 検判定3、68. 精検結果他疾患、69. 精検頸臨床進行期分類、70. 精検体臨床進行期分類、71. 精検がん・頸部原発性、72. 精検 がん・体部原発性、73. 精検がん・上皮内、74. 精検がん・浸潤、75. 精検がん・微小浸潤、76. 精検偶発症、77. 精検偶発症・死 亡、78. 初回フラグ(子宮がん)、79. 初回フラグ(頸部)、80. 初回フラグ(体部)、81. 2年連続受診フラグ(子宮がん)、82. 2年連続 受診フラグ(頸部)、83.2年連続受診フラグ(体部)、84.0CR登録時連番、85.新規レコード作成者、86.新規レコード作成日時、8 7. 新規レコード端末、88. 新規レコードプログラム、89. 最終レコード更新者、90. 最終レコード更新日時、91. 最終レコード端末、9 2. 最終レコードプログラム、93. (鳥取市)検診枝番、94. (鳥取市)受診会場 その他、95. (鳥取市)受診医療機関 その他、96. (鳥取市)受診種別、97. (鳥取市)受診券種別、98. (鳥取市)登録日、99. (鳥取市)備考、100. (鳥取市)総合判定、101. (鳥取 市)連絡先、102. (鳥取市)子宮体癌検診の要否、103. (鳥取市)子宮頚部細胞診の可否、104. (鳥取市)頚部判定、105. (鳥取 市)CT判定頚部、106. (鳥取市)体部判定、107. (鳥取市)CT判定体部、108. (鳥取市)臨床診断、109. (鳥取市)体部のみ健 診、110. (鳥取市)検診中/後の重篤な偶発症を確認、111. (鳥取市)検診中/後の偶発症による死亡、112. (鳥取市)初回検体 の適正·不適正、113. (鳥取市)HPV検査、114. (鳥取市)精検・検診枝番、115. (鳥取市)精検・精検枝番、116. (鳥取市)精検・ 精検登録日、117. (鳥取市)精検・受診区分、118. (鳥取市)精検・受診日、119. (鳥取市)精検・医療機関、120. (鳥取市)精検・ 医療機関\_\_その他、121. (鳥取市)精検・備考、122. (鳥取市)精検・未受診理由、123. (鳥取市)精検・精検判定、124. (鳥取市) 精検・精検方法\_細胞診(頸部)、125. (鳥取市)精検・精検方法\_細胞診(体部)、126. (鳥取市)精検・精検方法\_組織診(生検)、 127. (鳥取市)精検·精検方法\_組織診(円錐切除)、128. (鳥取市)精検·精検方法\_試験掻爬、129. (鳥取市)精検·病期、13 0. (鳥取市)精検・頸部精検判定、131. (鳥取市)精検・体部病期、132. (鳥取市)精検・体部精検判定、133. (鳥取市)精検・治療、 134. (鳥取市)精検・がんのうち原発性のがん、135. (鳥取市)精検・原発性のがんの再掲\_\_上皮内がん、136. (鳥取市)精検・原 発性のがんの再掲\_微小浸潤がん、137. (鳥取市)精検・精検中/後の重篤な偶発症を確認、138. (鳥取市)精検・精検中/後の 偶発症による死亡、139. (鳥取市)精検・精検方法\_細胞診(頸部結果)、140. (鳥取市)精検・精検方法\_細胞診(体部結果)、14 1. (鳥取市)精検・精検方法\_組織診(頸部結果)、142. (鳥取市)精検・精検方法\_組織診(体部結果)、143. (移行)要精検フラ グ、144. (移行)印刷区分、145. (移行)印刷日、146. (移行)最新フラグ、147. (移行)金額、148. (移行)フォロー枝番、149. (移行)フォロー事業番号、150. (移行)相談枝番、151. (移行)メモ枝番、152. (移行)登録区、153. (移行)精検・精検受診番号、 154. (移行)精検・精検票発行日、155. (移行)精検・委託料分類区分、156. (移行)精検・予備医療機関、157. (移行)精検・予備 機関\_\_その他、158. (移行)精検・金額、159. (移行)精検・最新フラグ、160. (移行)精検・印刷区分、161. (移行)精検・印刷日、 162. (移行)精検・フォロー枝番、163. (移行)精検・フォロー事業番号、164. (移行)精検・相談枝番、165. (移行)精検・メモ枝番、 166. (移行)精検・登録区、167. 移行フラグ、168. データフラグ、169. 保険者番号、170. 被保険者記号、171. 被保険者番号、1 72. 枝番、173. 問診受診歴、174. 問診症状有無、175. 視診所見の有無、176. 視診所見の内容、177. 内診所見の有無、178. 内診所見の内容、179. 頸部細胞診検査所見、180. 一次総合判定、181. 一次判定所見、182. 保険者番号(精検)、183. 被保険 者記号(精検)、184. 被保険者番号(精検)、185. 枝番(精検)、186. 【マイナンバー】副本対象、187. 【マイナンバー】副本対象(精 検)、188. (XML用)子宮精検判定1

#### (2) 健康増進事業特定個人情報ファイル

#### <乳がん検診情報>

1. 健管番号、2. 受診日、3. 健診機関コード、4. シリアル、5. 受診年度、6. 受診時年齢数値(999. 11)、7. 受診時年齢文字(999 歳11ヶ月)、8. 集計用年齢(999)、9. 性別、10. 支所コード、11. 地区コード、12. 小学校コード、13. 集計用地区コード1、14. 集 計用地区コード2、15. 集計用地区コード3、16. 年齢区分(5歳)、17. 年齢区分(10歳)、18. 自己負担区分(支払用)、19. 保険区 分(支払用)、20. 受診時国保、21. 集計計上日、22. 集計計上年度、23. 請求日、24. 支払済フラグ、25. 支払日、26. 国報告・受 診区分、27. 国報告・受診時国保、28. 国報告・マンモ併用、29. 国報告・一次結果判定、30. 国報告・精検結果判定、31. 国報告・ 計上対象区分、32. 国報告・一次マンモ判定、33. 国報告・一次偶発症、34. 国報告・一次偶発症・死亡、35. 国報告・精検受診日、3 6. 国報告・精検がん・原発性、37. 国報告・精検がん・早期、38. 国報告・精検がん・非浸潤、39. 国報告・精検偶発症、40. 国報告・ 精検偶発症・死亡、41. 一次検査方法、42. 一次問診自覚症状、43. しこり有無、44. しこり左右、45. 一次視触診判定、46. 一次X 線番号、47. 一次X線撮影方向、48. 一次X線判定、49. 一次判定、50. 一次臨床診断1、51. 一次臨床診断2、52. 一次臨床診断 3、53. 一次X線結果、54. 一次X線一次読影判定、55. 一次X線二次読影判定、56. 一次X線比較読影判定、57. 一次偶発症、5 8. 一次偶発症・死亡、59. 精検受診日、60. 精検医療機関、61. 精検受診区分、62. 精検診断方法1、63. 精検診断方法2、64. 精検診断方法3、65. 精検判定1、66. 精検判定2、67. 精検判定3、68. 精検結果他疾患、69. 精検がん・原発性、70. 精検がん・ 早期、71. 精検がん・非浸潤、72. 精検がん・臨床病期分類、73. 精検偶発症、74. 精検偶発症・死亡、75. 初回フラグ、76. 2年連 続受診フラグ、77. OCR登録時連番、78. 新規レコード作成者、79. 新規レコード作成日時、80. 新規レコード端末、81. 新規レコ-ドプログラム、82. 最終レコード更新者、83. 最終レコード更新日時、84. 最終レコード端末、85. 最終レコードプログラム、86. (鳥取 市)検診枝番、87. (鳥取市)受診会場 その他、88. (鳥取市)受診医療機関 その他、89. (鳥取市)受診種別、90. (鳥取市)受診 券種別、91. (鳥取市)登録日、92. (鳥取市)備考、93. (鳥取市)総合判定、94. (鳥取市)連絡先、95. (鳥取市)視触診判定、96. (鳥取市)視触診医療機関、97. (鳥取市)視触診受診日、98. (鳥取市)マンモグラフィー判定、99. (鳥取市)マンモグラフィー医療機 関、100. (鳥取市)マンモグラフィー受診日、101. (鳥取市)カテゴリ(腫瘤)、102. (鳥取市)カテゴリ(石灰化)、103. (鳥取市)マン モグラフィー判定区分、104. (鳥取市)精検・検診枝番、105. (鳥取市)精検・精検枝番、106. (鳥取市)精検・精検登録日、107. (鳥取市)精検・受診区分、108. (鳥取市)精検・受診日、109. (鳥取市)精検・医療機関、110. (鳥取市)精検・医療機関\_その他、 111. (鳥取市)精検·備考、112. (鳥取市)精検·精検判定、113. (鳥取市)精検·精検方法 超音波、114. (鳥取市)精検·精検方 \_マンモグラフィー、115. (鳥取市)精検・精検方法\_細胞診、116. (鳥取市)精検・精検方法\_組織診、117. (鳥取市)精検・精 検方法\_\_その他、118. (鳥取市)精検・指示事項、119. (鳥取市)精検・病期、120. (鳥取市)精検・がんのうち原発性のがん、12 1. (鳥取市)精検・原発性のがんのうち早期がん、122. (鳥取市)精検・精検中/後の重篤な偶発症を確認、123. (鳥取市)精検・精 検中/後の偶発症による死亡、124. (移行)要精検フラグ、125. (移行)印刷区分、126. (移行)印刷日、127. (移行)最新フラグ、 128. (移行)金額、129. (移行)フォロー枝番、130. (移行)フォロー事業番号、131. (移行)相談枝番、132. (移行)メモ枝番、13 3. (移行)登録区、134. (移行)精検·精検受診番号、135. (移行)精検·精検票発行日、136. (移行)精検·委託料分類区分、13 7. (移行)精検・予備医療機関、138. (移行)精検・予備機関\_\_その他、139. (移行)精検・金額、140. (移行)精検・最新フラグ、14 1. (移行)精検・印刷区分、142. (移行)精検・印刷日、143. (移行)精検・フォロー枝番、144. (移行)精検・フォロー事業番号、14 5. (移行)精検・相談枝番、146. (移行)精検・メモ枝番、147. (移行)精検・未受診理由、148. (移行)精検・登録区、149. 移行フラ グ、150. データフラグ、151. 保険者番号、152. 被保険者記号、153. 被保険者番号、154. 枝番、155. 問診受診歴、156. 問診 症状有無、157. 一次X線所見、158. 一次総合判定、159. 一次判定所見、160. 保険者番号(精検)、161. 被保険者記号(精検)、 162. 被保険者番号(精検)、163. 枝番(精検)、164. 【マイナンバー】副本対象、165. 【マイナンバー】副本対象(精検)、166. (X ML用)一次X線結果、167. (XML用)乳精検判定1

#### (2) 健康増進事業特定個人情報ファイル

#### <骨粗しょう症検診情報>

1. 健管番号、2. 受診日、3. 健診機関コード、4. シリアル、5. 受診年度、6. 受診時年齢数値(999. 11)、7. 受診時年齢文字(999 歳11ヶ月)、8. 集計用年齢(999)、9. 性別、10. 支所コード、11. 地区コード、12. 小学校コード、13. 集計用地区コード1、14. 集 計用地区コード2、15. 集計用地区コード3、16. 年齢区分(5歳)、17. 年齢区分(10歳)、18. 自己負担区分(支払用)、19. 保険区 分(支払用)、20. 集計計上日、21. 集計計上年度、22. 請求日、23. 支払済フラグ、24. 支払日、25. 国報告・受診区分、26. 国報 告•結果別判定、27. 国報告•精検結果判定、28. 国報告•精検受診日、29. 身長、30. 体重、31. 骨密度、32. 骨密度判定、33. 骨密度所見、34. OCR登録時連番、35. 精検受診日、36. 精検医療機関、37. 精検受診区分、38. 精検診断方法1、39. 精検診断 方法2、40. 精検診断方法3、41. 精検検査部位1、42. 精検検査部位2、43. 精検検査部位3、44. 精検判定1、45. 精検判定2、4 6. 精検判定3、47. 精検指示区分、48. 精検特記事項、49. 新規レコード作成者、50. 新規レコード作成日時、51. 新規レコード端 末、52. 新規レコードプログラム、53. 最終レコード更新者、54. 最終レコード更新日時、55. 最終レコード端末、56. 最終レコードプロ グラム、57. (鳥取市)登録日、58. データフラグ、59. 受診区分、60. 保険者番号、61. 被保険者記号、62. 被保険者番号、63. 被 保険者枝番、64. 問診・過去の骨密度判定、65. 問診・過去の精密検査対象、66. 問診・既往歴(骨折)、67. 問診・骨折の部分、6 8. 問診・大腿骨近位部骨折の家族歴、69. 問診・喫煙習慣、70. 問診・飲酒量、71. 問診・ステロイド内服、72. 問診・リウマチ、73. 問診・既往歴、74. 問診・活動量、75. 問診・月経有無、76. 問診・閉経理由、77. 問診・閉経年齢、78. 問診・その他、79. DXA検査 骨量值、80. DXA検査測定部位、81. DXA検査判定、82. DXA検査所見、83. X線検査骨量値、84. X線検査測定部位、85. X線 検査判定、86. X線検査所見、87. CT検査骨量値、88. CT検査測定部位、89. CT検査判定、90. CT検査所見、91. 超音波検査骨 量値、92. 超音波検査測定部位、93. 超音波検査判定、94. 超音波検査所見、95. 骨密度総合判定、96. 保険者番号(精検)、97. 本対象、102. 【マイナンバー】副本対象(精検)、103. DXA検査骨密度、104. DXA検査使用した機器、105. X線検査骨密度、10 6. X線検査使用した機器、107. CT検査骨密度、108. CT検査使用した機器、109. 超音波検査結果、110. 超音波検査使用した機

#### (2) 健康増進事業特定個人情報ファイル

#### <歯科検診情報>

1. 健管番号、2. 受診日、3. 健診機関コード、4. シリアル、5. 受診年度、6. 受診時年齢数値(999. 11)、7. 受診時年齢文字(999 歳11ヶ月)、8. 集計用年齢(999)、9. 性別、10. 支所コード、11. 地区コード、12. 小学校コード、13. 集計用地区コード1、14. 集 計用地区コード2、15. 集計用地区コード3、16. 年齢区分(5歳)、17. 年齢区分(10歳)、18. 自己負担区分(支払用)、19. 保険区 分(支払用)、20. 集計計上日、21. 集計計上年度、22. 請求日、23. 支払済フラグ、24. 支払日、25. 国報告・受診区分、26. 国報 告・歯科検診区分、27. 国報告・結果別判定、28. 国報告・予防処置の有無、29. 国報告・精検結果判定、30. 国報告・精検受診日、 31. 検診区分、32. 健全歯数、33. 処置歯数、34. 未処置歯数、35. 喪失歯数、36. 現在歯数、37. DMF歯数、38. 不良補綴物、 39. 予防処置の有無、40. 歯周・CPI最大値、41. 清掃、42. 義歯・有無、43. 義歯・清掃、44. 義歯・適合、45. その他異常・咬合、 46. その他異常・軟組織、47. その他異常・顎関節、48. 判定区分、49. OCR登録時連番、50. 精検受診日、51. 精検医療機関、5 2. 精検受診区分、53. 精検診断方法1、54. 精検診断方法2、55. 精検診断方法3、56. 精検判定1、57. 精検判定2、58. 精検判 定3、59. 新規レコード作成者、60. 新規レコード作成日時、61. 新規レコード端末、62. 新規レコードプログラム、63. 最終レコード更 新者、64. 最終レコード更新日時、65. 最終レコード端末、66. 最終レコードプログラム、67. (鳥取市)検診枝番、68. (鳥取市)受診 会場\_\_その他、69. (鳥取市)受診医療機関\_\_その他、70. (鳥取市)受診種別、71. (鳥取市)受診券種別、72. (鳥取市)登録日、7 3. (鳥取市)印刷日、74. (鳥取市)金額、75. (鳥取市)メモ枝番、76. (鳥取市)歯右上区分1、77. (鳥取市)歯右上区分2、78. (鳥取市)歯右上区分3、79. (鳥取市)歯右上区分4、80. (鳥取市)歯右上区分5、81. (鳥取市)歯右上区分6、82. (鳥取市)歯右 上区分7、83. (鳥取市)歯右上区分8、84. (鳥取市)歯右下区分1、85. (鳥取市)歯右下区分2、86. (鳥取市)歯右下区分3、87. (鳥取市)歯右下区分4、88. (鳥取市)歯右下区分5、89. (鳥取市)歯右下区分6、90. (鳥取市)歯右下区分7、91. (鳥取市)歯右 下区分8、92. (鳥取市)歯左上区分1、93. (鳥取市)歯左上区分2、94. (鳥取市)歯左上区分3、95. (鳥取市)歯左上区分4、96. (鳥取市)歯左上区分5、97. (鳥取市)歯左上区分6、98. (鳥取市)歯左上区分7、99. (鳥取市)歯左上区分8、100. (鳥取市)歯左 下区分1、101. (鳥取市)歯左下区分2、102. (鳥取市)歯左下区分3、103. (鳥取市)歯左下区分4、104. (鳥取市)歯左下区分 5、105. (鳥取市)歯左下区分6、106. (鳥取市)歯左下区分7、107. (鳥取市)歯左下区分8、108. (鳥取市)CPITN区分1、10 9. (鳥取市)CPITN区分2、110. (鳥取市)CPITN区分3、111. (鳥取市)CPITN区分4、112. (鳥取市)CPITN区分5、113. (鳥 取市)CPITN区分6、114. (鳥取市)CPITN区分7、115. (鳥取市)歯肉出血BOP(17または16)、116. (鳥取市)歯肉出血BOP (11)、117. (鳥取市)歯肉出血BOP(26または27)、118. (鳥取市)歯肉出血BOP(47または46)、119. (鳥取市)歯肉出血BO P(31)、120. (鳥取市)歯肉出血BOP(36または37)、121. (鳥取市)歯肉出血BOP最大値、122. (鳥取市)歯周ポケットPD(17 または16)、123. (鳥取市)歯周ポケットPD(11)、124. (鳥取市)歯周ポケットPD(26または27)、125. (鳥取市)歯周ポケットPD (47または46)、126. (鳥取市)歯周ポケットPD(31)、127. (鳥取市)歯周ポケットPD(36または37)、128. (鳥取市)歯周ポケッ トPD最大値、129. (鳥取市)歯の総本数、130. (鳥取市)健全歯数、131. (鳥取市)う歯数、132. (鳥取市)処置歯数、133. (鳥取 市) 欠損歯数、134. (鳥取市) 欠損補綴歯数、135. (鳥取市) 登録区、136. (鳥取市) 検査種別、137. (鳥取市)施設名、138. (鳥 取市)総合判定、139. (鳥取市) 要指導の詳細\_出血1かつポケット0、140. (鳥取市) 要指導の詳細\_清掃不良、141. (鳥取市) 要 指導の詳細\_歯石あり、142. (鳥取市)要指導の詳細\_生活習慣、143. (鳥取市)要精検の詳細\_歯石除去、144. (鳥取市)要精 検の詳細\_歯周治療、145. (鳥取市)要精検の詳細\_う歯治療、146. (鳥取市)要精検の詳細\_補綴処置、147. (鳥取市)要精検 の詳細\_その他、148. (鳥取市)要精検の詳細\_歯周ポケット1、149. (鳥取市)要精検の詳細\_歯周ポケット2、150. (鳥取市)要 精検の詳細\_\_未処置歯あり、151. (鳥取市)要精検の詳細\_要補綴歯あり、152. (鳥取市)要精検の詳細\_\_生活習慣等検査、15 3. (鳥取市)要精検の詳細\_\_その他所見、154. (鳥取市)その他の所見\_\_歯石の付着、155. (鳥取市)その他の所見\_\_歯列咬合、1 56. (鳥取市)その他の所見\_\_顎関節、157. (鳥取市)その他の所見\_\_粘膜、158. (鳥取市)その他の所見\_\_その他、159. (鳥取 市)連絡事項\_\_検診機関で指導、160. (鳥取市)連絡事項\_\_検診機関で治療等、161. (鳥取市)連絡事項\_\_他歯科医療機関紹介、 162. (鳥取市)連絡事項 \_ 他医科医療機関紹介、163. (鳥取市)その他の所見、164. (鳥取市)口腔状態、165. (鳥取市)口腔観 察票紹介状、166. (鳥取市)その後の状況、167. (鳥取市)咬合状態、168. (鳥取市)歯周疾患状況、169. (鳥取市)清掃状況、1 70. (鳥取市)その他、171. (鳥取市)開口障害、172. (鳥取市)舌運動障害、173. (鳥取市)口唇閉鎖障害、174. (鳥取市)口腔 乾燥、175. (鳥取市)口臭、176. (鳥取市)義歯の有無、177. (鳥取市)義歯清掃状況、178. (鳥取市)安定性\_\_安定、179. (鳥 取市)安定性\_\_咀嚼時不安定、180. (鳥取市)安定性\_\_会話時不安定、181. (鳥取市)判定区分A\_\_要歯科診療、182. (鳥取市) 判定区分A\_\_要口腔衛生指導、183. (鳥取市)判定区分A\_\_要入院治療、184. (鳥取市)判定区分A\_\_処置不要、185. (鳥取市)判 定処理区分、186. (鳥取市)判定区分の理由\_\_むし歯、187. (鳥取市)判定区分の理由\_\_歯肉炎、188. (鳥取市)判定区分の理由 」歯周疾患、189. (鳥取市)判定区分の理由\_\_義歯の不適合、190. (鳥取市)判定区分の理由\_\_顎関節症、191. (鳥取市)判定区 分の理由 咬合関係、192. (鳥取市)判定区分の理由 火損補の必要性、193. (鳥取市)判定区分の理由 その他、194. (鳥取 市)介護者、195. (鳥取市)施1健康状態、196. (鳥取市)施1その理由\_歯が痛む、197. (鳥取市)施1その理由\_歯茎から出血、 198. (鳥取市)施1その理由\_\_腫れる、199. (鳥取市)施1その理由\_\_口臭あり、200. (鳥取市)施1その理由\_\_間に挟まる、201. (鳥取市)施1その理由 よくかめない、202. (鳥取市)施1その理由 入れ歯が合わない、203. (鳥取市)施1その理由 その他、2 04. (鳥取市)施1改善希望、205. (鳥取市)施1通院有無、206. (鳥取市)施2かかりつけ医、207. (鳥取市)施3入れ歯可否、20 8. (鳥取市)施4口の渇き、209. (鳥取市)施\_歯磨き、210. (鳥取市)施\_誰が\_自分で、211. (鳥取市)施\_誰が\_一部介助、2 12. (鳥取市)施\_誰が\_家族、213. (鳥取市)施\_誰が\_なし、214. (鳥取市)施\_うがい、215. (鳥取市)施\_食事、216. (鳥 取市)施\_\_摂り方、217. (鳥取市)施\_\_食べこぼし、218. (鳥取市)施\_\_食事の形態\_\_普通、219. (鳥取市)施\_\_食事の形態\_\_軟 食、220. (鳥取市)施\_食事の形態\_きざみ、221. (鳥取市)施\_食事の形態\_流動食(ミキサー)、222. (鳥取市)施\_食事の形 態\_\_その他、223. (鳥取市)施\_\_食べ残し、224. (鳥取市)施\_\_のみこみ、225. (鳥取市)施\_\_食事時間、226. (鳥取市)施\_\_声の かすれ、227. (鳥取市)施設介護度、228. (鳥取市)施設理解度、229. (鳥取市)施設現病\_\_高血圧、230. (鳥取市)施設現病 心疾患、231. (鳥取市)施設現病\_\_糖尿病、232. (鳥取市)施設現病\_\_認知症、233. (鳥取市)施設現病\_\_神経疾患、234. (鳥取市)施設現病\_\_脳梗塞·脳出血等、235. (鳥取市)施設現病\_\_骨粗鬆症·骨折、236. (鳥取市)施設現病\_\_肝疾患、237. (鳥取市) 施設現病\_\_その他、238. (鳥取市)施設現病\_\_なし、239. (鳥取市)現病の詳細、240. (鳥取市)施設麻痺、241. (鳥取市)歯や口 の状態、242. (鳥取市)Q1歯の症状\_\_しみる、243. (鳥取市)Q1歯の症状\_\_血がでる、244. (鳥取市)Q1歯の症状\_\_腫れる、24 5. (鳥取市)Q1歯の症状\_口臭がある、246. (鳥取市)Q1歯の症状\_はさまる、247. (鳥取市)Q1歯の症状\_不自由、248. (鳥 取市)Q1歯の症状\_気になる、249. (鳥取市)Q1歯の症状\_合わない、250. (鳥取市)Q1歯の症状\_その他、251. (鳥取市)か かりつけ歯科医、252. (鳥取市)Q3歯の健康診査(1年間)、253. (鳥取市)Q3受診理由、254. (鳥取市)Q4歯石の除去(1年間)、 255. (鳥取市)Q5喫煙(1ケ月)、256. (鳥取市)Q6喫煙の影響、257. (鳥取市)Q7デンタルフロス、258. (鳥取市)Q8歯ぐきの観 │察、259. (鳥取市)Q9日常の歯磨き剤、260. (鳥取市)Q9歯磨き剤、261. (鳥取市)Q10十分な時間、262. (鳥取市)コメント記

入、263. (鳥取市)歯磨き回数、264. (鳥取市)歯磨き時間、265. (鳥取市)歯間ブラシ、フロス、266. (鳥取市)歯科検診、267. (鳥取市)喫煙、268. (鳥取市)全身疾患、269. (鳥取市)全身疾患\_糖尿病、270. (鳥取市)全身疾患\_関節リウマチ、271. (鳥 取市)全身疾患\_狭心症、心筋梗塞、脳梗塞、272. (鳥取市)全身疾患\_内蔵型肥満、273. (鳥取市)全身疾患\_妊娠、274. (鳥 取市)全身疾患\_\_その他、275. (移行)要精検フラグ、276. (移行)印刷区分、277. (移行)最新フラグ、278. (移行)備考、279. (移行)フォロー枝番、280. (移行)フォロー事業番号、281. (移行)相談枝番、282. 移行フラグ、283. 妊娠週数、284. 要治療のむ し歯有無、285. むし歯、286. 歯肉の炎症、287. 初回フラグ、288. 【マイナンバー】副本対象、289. 歯周・CPI最大値(歯肉出 血)、290. 歯周・CPI最大値(歯周ポケット)、291. 歯石の付着、292. 歯右上区分1、293. 歯右上区分2、294. 歯右上区分3、29 5. 歯右上区分4、296. 歯右上区分5、297. 歯右上区分6、298. 歯右上区分7、299. 歯右上区分8、300. 歯右下区分1、301. 歯右下区分2、302. 歯右下区分3、303. 歯右下区分4、304. 歯右下区分5、305. 歯右下区分6、306. 歯右下区分7、307. 歯右 下区分8、308. 歯左上区分1、309. 歯左上区分2、310. 歯左上区分3、311. 歯左上区分4、312. 歯左上区分5、313. 歯左上区 分6、314. 歯左上区分7、315. 歯左上区分8、316. 歯左下区分1、317. 歯左下区分2、318. 歯左下区分3、319. 歯左下区分 4、320. 歯左下区分5、321. 歯左下区分6、322. 歯左下区分7、323. 歯左下区分8、324. 要補綴歯数(△)、325. 欠損補綴歯 数(▲)、326. 残存乳歯数(乳)、327. 歯肉出血BOP右上1、328. 歯肉出血BOP右上2、329. 歯肉出血BOP左上1、330. 歯肉 出血BOP右下1、331. 歯肉出血BOP左下1、332. 歯肉出血BOP左下2、333. 歯周ポケットPD右上1、334. 歯周ポケットPD右 上2、335. 歯周ポケットPD左上1、336. 歯周ポケットPD右下1、337. 歯周ポケットPD左下1、338. 歯周ポケットPD左下2、339. 保険者番号、340. 被保険者記号、341. 被保険者番号、342. 枝番、343. 受診区分、344. 問診・1日の歯磨き回数、345. 問診・ 歯間ブラシ・フロスの使用頻度、346. 問診・昨年度の歯科検診の受診有無、347. 問診・喫煙歴、348. 問診・喫煙開始年齢、349. 問診・喫煙終了年齢、350. 問診・喫煙本数、351. 問診・糖尿病、352. 問診・間接リウマチ、353. 問診・狭心症・心筋梗塞・脳梗塞、 354. 問診・メタボリックシンドローム、355. 問診・妊娠、356. 問診・その他全身の状態、357. 粘膜、358. その他、359. 判定区分 (副本)、360. 保険者番号(精検)、361. 被保険者記号(精検)、362. 被保険者番号(精検)、363. 枝番(精検)、364. その他疾 患、365. 【マイナンバー】副本対象(PHR)、366. 【マイナンバー】副本対象(精検)、367. (XML用)健全歯数、368. (XML用)未処 置歯数、369. (XML用)処置歯数、370. (XML用)喪失歯数、371. (XML用)欠損歯数(△)、372. (XML用)欠損補綴歯数(▲)、 373. (XML用)現在歯数、374. (XML用)歯周・CPI最大値(歯肉出血)、375. (XML用)歯周・CPI最大値(歯周ポケット)

#### (2) 健康増進事業特定個人情報ファイル

#### <肝炎ウイルス検査情報>

1. 健管番号、2. 受診日、3. 健診機関コード、4. シリアル、5. 受診年度、6. 受診時年齢数値(999. 11)、7. 受診時年齢文字(999 歳11ヶ月)、8. 集計用年齢(999)、9. 性別、10. 支所コード、11. 地区コード、12. 小学校コード、13. 集計用地区コード1、14. 集 計用地区コード2、15. 集計用地区コード3、16. 年齢区分(5歳)、17. 年齢区分(10歳)、18. 自己負担区分(支払用)、19. 保険区 分(支払用)、20. 集計計上日、21. 集計計上年度、22. 請求日、23. 支払済フラグ、24. 支払日、25. 国報告・受診区分、26. 国報 告・検診区分、27. 国報告・C型肝炎判定、28. 国報告・B型肝炎判定、29. 国報告・C型フォローアップ対象、30. 国報告・B型フォ ローアップ対象、31. HCV抗体検査、32. HCV抗原検査、33. RNA検査、34. 総合判定、35. HBs抗原検査、36. 精検受診区分、 37. 精検受診日、38. 精検医療機関、39. 精検判定1、40. 精検判定2、41. 精検判定3、42. 精検結果他疾患、43. 精検血小板 数、44. 精検GPT、45. 精検HCVサブタイプ、46. 精検RNA定量、47. 精検RNA値、48. 精検RNA方法、49. 精検IF適用、50. 精 検IF適用無し理由、51. 精検IF予定、52. 精検IF予定時期、53. 精検IF予定時期未定、54. 精検IF予定内容、55. 精検IF予定無し 理由、56. 精検HBs抗原、57. 精検HBe抗原、58. 精検指示、59. OCR登録時連番、60. 新規レコード作成者、61. 新規レコード作 成日時、62. 新規レコード端末、63. 新規レコードプログラム、64. 最終レコード更新者、65. 最終レコード更新日時、66. 最終レコー ド端末、67. 最終レコードプログラム、68. (鳥取市)検診枝番、69. (鳥取市)受診会場 その他、70. (鳥取市)受診医療機関 その 他、71. (鳥取市)受診種別、72. (鳥取市)受診券種別、73. (鳥取市)登録日、74. (鳥取市)備考、75. (鳥取市)検査区分、76. (鳥取市)判定結果、77. (鳥取市)HBs抗原検査、78. (鳥取市)HCV抗体、79. (鳥取市)HBs抗原、80. (鳥取市)HCV、81. (鳥 取市)肝炎判定、82. (鳥取市)判定理由、83. (鳥取市)精密検査月日、84. (鳥取市)精密診断、85. (鳥取市)精密判定結果、86. (鳥取市)精密医療機関、87. (鳥取市)定期検査月日、88. (鳥取市)定期診断、89. (鳥取市)定期判定結果、90. (移行)要精検フ ラグ、91. (移行)印刷区分、92. (移行)印刷日、93. (移行)最新フラグ、94. (移行)金額、95. (移行)フォロー枝番、96. (移行) フォロー事業番号、97. (移行)相談枝番、98. (移行)メモ枝番、99. (移行)訪問者コード、100. (移行)登録区、101. (移行)定期 医療機関、102. 移行フラグ、103. データフラグ、104. 保険者番号、105. 被保険者記号、106. 被保険者番号、107. 枝番、10 8. 受診区分、109. 肝臓病歴、肝機能が悪いと言われた経験、110. 肝臓病歴、肝機能が悪いと言われた時期、111. 外科的処置 歴、112. 外科的処置の時期、113. 妊娠・分娩時の多量出血歴、114. 妊娠・分娩時の多量出血の時期、115. 定期的な肝機能検 査受診の有無、116. B型肝炎ウイルス検査の受診歴、117. B型肝炎ウイルス検査の受診時期、118. B型肝炎ウイルスの治療歴、 119. B型肝炎ウイルスの治療時期、120. C型肝炎ウイルス検査の受診歴、121. C型肝炎ウイルス検査の受診時期、122. C型肝 炎ウイルスの治療歴、123. C型肝炎ウイルスの治療時期、124. 保険者番号(精検)、125. 被保険者記号(精検)、126. 被保険者 番号(精検)、127. 枝番(精検)、128. 【マイナンバー】副本対象、129. 【マイナンバー】副本対象(精検)

(2) 健康増進事業特定個人情報ファイル

<	믬	が	١, ٨	リス	ク		診	情報	;>

1. 健管番号、2. 受診日、3. 健診機関コード、4. シリアル、5. 受診年度、6. 受診時年齢数値(999.11)、7. 受診時年齢文字(999歳 11ヶ月)、8. 集計用年齢(999)、9. 性別、10. 支所コード、11. 地区コード、12. 小学校コード、13. 集計用地区コード1、14. 集計用地区コード2、15. 集計用地区コード3、16. 年齢区分(5歳)、17. 年齢区分(10歳)、18. 自己負担区分(支払用)、19. 保険区分(支払用)、20. 集計計上日、21. 集計計上年度、22. 請求日、23. 支払済フラグ、24. 支払日、25. 国報告・受診区分、26. ペプシノゲン I、27. ペプシノゲン I、28. ペプシノゲン I / I、29. ペプシノゲン判定、30. ピロリ抗体濃度、31. ピロリ抗体判定、32. ピロリ菌A BC判定、33. 判定、34. 精検受診日、35. 精検医療機関、36. 精検受診区分、37. 精検診断方法1、38. 精検診断方法2、39. 精検診断方法3、40. 精検判定1、41. 精検判定2、42. 精検判定3、43. 精検結果他疾患、44. 精検がん・原発性、45. 精検がん・早期、46. 精検がん・進行、47. 精検がん・粘膜内、48. 精検偶発症、49. 精検偶発症・死亡、50. OCR登録時連番、51. 新規レコード作成者、52. 新規レコード作成日時、53. 新規レコード端末、54. 新規レコードプログラム、55. 最終レコード更新者、56. 最終レコード更新日時、57. 最終レコード端末、58. 最終レコードプログラム

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

## 1. 特定個人情報ファイル名

(1)宛名特定個人情報ファイル

リスクに対する措置の内容

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 <宛名システムの場合>

1 対象者が一覧で表示される画面には個人番号を表示しない仕組みとし、不必要な閲覧を防止する。 2 個人番号が含まれるファイルについて、対象者以外の入手が行われている恐れがないかなどを確認 するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。

【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】

1 個人番号が含まれるファイルについて、目的外の入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。

リスクへの対策は十分か 「 十分である ] (選択肢>

1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】

1 システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証等によるシステムへのログオンを実施する。

#### 【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】

- 1 宛名システムとの連携による情報取得であるため、情報の正確性は宛名システムに帰属する。
- 2 日次での連携により最新の情報取得を行うことで、正確性の維持を図っている。

#### 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置】

- 1 システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証等によるシステムへのログオンを実施する。
- 2 ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。
- 3 OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用ソフトウェア(セキュリティパッチ)は常に最新版を適用する。

#### 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク <宛名システムにおける措置> 1 個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、 個人番号が含まれない情報のみを提供するようアクセス制御を行う。 リスクに対する措置の内容 2 宛名情報の基本情報を保持する各マスターデータと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへアクセスする際はアクセスログを取得している。 <選択肢> 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク く選択肢> ユーザ認証の管理 行っている ] Γ 1) 行っている 2) 行っていない <宛名システムにおける措置> 1 健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに 生体認証等によるシステムへのログオンを実施する。 具体的な管理方法 2 ユーザーIDのログ情報を管理する。 3 アクセス権限は、事務に必要な最小の権限のみ付与している。 【アクセス権限の発行・失効の管理】 1 アクセス権限と事務の対応表を作成する。 2 アクセス権限に関する責任者を定め、人事異動を踏まえ、責任者がアクセス権限を発行及び失効さ せる。 3 なりすましによる不正を防止するため、共用IDは発行せず、個人に対しユーザーIDを発行する。 【アクセス権限の管理】 その他の措置の内容 1 アクセス権限と業務の対応表を作成し、その対応表に従って業務に必要なアクセス権限のみ付与し ている。 2 ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、アクセス権限や不要となったIDを変更または削除してい る。 【特定個人情報使用の記録】 1 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを 追跡できる仕組みを構築する。 <選択肢> ] 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 【従業者が事務外で使用するリスクに対する措置】

1 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを構築する 2 鳥取市情報セキュリティポリシー(情報セキュリティ対策基準:項番7.4.4)の規定を周知し、情報資産を持ち出さないよう職員の意識を高める

#### 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】

1 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを構築する

4. 特	定個人情報ファイルの	り取扱いの委託	[ ]委託しない
リスク	: 委託先における不正な	な使用等のリスク	
	忍約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	<ul> <li>1 特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>2 特定個人情報の取扱い者を制限</li> <li>3 特定個人情報を持ち出さない</li> <li>4 特定個人情報を複写し、又は複製しない</li> <li>5 特定個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止等の適る</li> <li>6 特定個人情報を業務完了後速やかに返還又は廃棄する</li> <li>7 必要に応じて当市が委託先の調査を行うことができる権限</li> </ul>	切な管理のために必要な措置を講じ
	そ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っ ( 十分に行っている ] 3) 十分に行っていない	ている 2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法	1 受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う特定個人相手方における責任体制並びに責任者及び従事者、特定個人情 目を記載した書面を発注者に提出して再委託の承諾を得なければ	報保護措置の内容、監督方法等の項
その他	也の措置の内容		
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

## 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 【情報保護管理体制の確認】

1 外部委託業者の選定に際しては本市の情報セキュリティポリシーに従い、情報セキュリティ管理者が業者に対して個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認することとしている。

#### 【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】

- 1 委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。
- 2 委託事業者に対し、機密保持誓約書を提出させている。
- 3 機密保持誓約書の提出があった者のみにシステムの操作権限を付与している。

#### 【特定個人情報ファイルの取扱いの記録】

1 アクセスログによる記録を残し、一定期間保管する。

#### 【特定個人情報の提供ルール、消去ルール】

1 契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。

5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行	<sub>う</sub> われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(多 する措置	: 話や情報提供ネットワークシ	ステムを通	じた提供を除く。)におけるその	他のリスク及びそのリスクに対
6. 情報提供ネットワークシ			[0]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	りれるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われ	るリスク		-, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリス	ク及びその!		

7. 特	定個人情報の保管・	消去							
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
①事品 周知	枚発生時手順の策定・	[ +	-分に行って	いる	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	) 2) 十分に行っている		
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[  発生	三なし ]			<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		
	その内容								
	再発防止策の内容								
その化	也の措置の内容	り2を3な4567り8 【12ロ34567、 講特、が停機 U 遵端 術シコラ不識識ア特え正る定まツ電器B守末 的スピム正別別セ定いア。個たア落をギーでの 対してにでする。	こ紛セートッ雷をEIO 策を一対セ級服のよよ失ス 情ープ等をEIO 策を一対セ級服の様のをが、が、体にやD。ス 用ウすを、数取をでいず、が、体にやD。プ すれる防パ数取ををした。 ののでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、	してい場 では、 できない は、 できない は、 できない は、 要な 定る できない は、 要な 定る できない は、 が 、 が 、 が 、 期 に等 しと コン・ しょい はい しょう かい しょう かい しょう かい しょう しょう かい しょう はい しょう はい	「 る出室失、外 し  る~にフェいここう  サ管内をそ部 て  職ウウァルな  こった  真アイブル  。	・ム運用管理手順故障対応報告が一は独立した部屋に設置されを行っている。施錠管理されている場所で保管がため、サーバに無停電電源装置を消去している。意媒体の利用、持出し、持込みる住民から見えない位置に設置が特定し、生体認証等によるシスを導入し、ウイルスチェックを行レスパターンの更新を行っている。通り発行・更新・廃棄している。1的にログを解析できる仕組みの操作において、離席時はスクフを実施する。	置を付設している。 の際のルールが定められてお 置している。 ステムへのログオンを実施する。 っている。また、最新の不正プる。		
リスク	への対策は十分か	[	十分である	3	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
44 -4- 7-		hu17701	U-0-1-2						

### 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置】

1 情報が変更されるもの(住所情報など)については、庁内システム連携により、随時最新のものに更新するため古い情報のまま保管され続けることはない。

#### 【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置】

1 個人情報が記載された紙については、鳥取市文書取扱規程別表に定める保存年限に基づき保存し、保存年限を経過したものは担当職員が処理施設へ搬入し溶解処分又は焼却処分を行う。

8. 監	查					
実施の	の有無	[ <b>〇</b> ] 自己点検	[〇]内部監査	[ ]外部監査		
9. 従	業者に対する教育・啓	<b>各発</b>				
従業者	<b>当に対する教育・啓発</b>	[ 十分に行っている	く選択肢> 1)特に力を入れて行 3)十分に行っていた。	行っている 2) 十分に行っている ない		
	具体的な方法	【鳥取市における措置】  1 特定個人情報の適切な管理を行うため、職員(非常勤職員、臨時職員等を含む)に対し随時鳥取市 個人情報保護条例、鳥取市セキュリティポリシーの教育・研修を行う。全庁職員を対象とした研修のほか に、担当課で実施する研修の受講を義務付けることとする。 2 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修を義務付け、秘密保持契約を締結す る。				
10.	その他のリスク対策					

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

(2)健康増進事業特定個人情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】

<住民健康管理システムの場合>

1 対象者が一覧で表示される画面には個人番号を表示しない仕組みとし、不必要な閲覧を防止する。 2 個人番号が含まれるファイルについて、対象者以外の入手が行われている恐れがないかなどを確認 するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。

リスクに対する措置の内容

【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】

1 個人番号が含まれるファイルについて、目的外の入手が行われている恐れがないかなどを確認する ため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】

1 システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証等によるシステムへのログオンを実施する。

#### 【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置】

- 1 宛名システムとの連携による情報取得であるため、情報の正確性は宛名システムに帰属する。
- 2 日次での連携により最新の情報取得を行うことで、正確性の維持を図っている。
- 3 医療機関の検診結果等、紙媒体の情報に関してはシステム取込後、複数人で内容チェックを行い正確性を担保する。

#### 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置】

[

- 1 システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証等によるシステムへのログオンを実施する。
- 2 ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。
- 3 OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用ソフトウェア(セキュリティパッチ)は常に最新版を適用する。
- 4 紙媒体の情報に関しては担当課にて施錠管理される保管場所に保管し、保存年限を経過したものは担当職員が処理施設へ搬入し溶解処分又は焼却処分を行う。

3. 特	<b>持定個人情報の使用</b>							
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク							
リスク	/に対する措置の内容	<住民健康管理システムにおける措置> 1 検診・保健指導等に必要なデータのみ保管しており、他の情報と紐付けていない。 <庁内連携システムにおける措置> 1 情報の格納 自動でデータの副本を更新するシステムである。 2 情報の取得 自動で必要な情報を取得するのみで、それ以外の情報は取得できないシステムとなている。						
リスク	<b>/への対策は十分か</b>	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク	72: 権限のない者(元職	銭員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク						
ユー・	デ認証の管理 	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
	具体的な管理方法	<住民健康管理システムにおける措置> 1 健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに生体認証等によるシステムへのログオンを実施する。 2 ユーザーIDのログ情報を管理する。 3 アクセス権限は、事務に必要な最小の権限のみ付与している。						
そのイ	也の措置の内容	【アクセス権限の発行・失効の管理】 1 アクセス権限と事務の対応表を作成する。 2 アクセス権限に関する責任者を定め、人事異動を踏まえ、責任者がアクセス権限を発行及び失せる。 3 なりすましによる不正を防止するため、共用IDは発行せず、個人に対しユーザーIDを発行する 【アクセス権限の管理】 1 アクセス権限と業務の対応表を作成し、その対応表に従って業務に必要なアクセス権限のみ付ている。 2 ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、アクセス権限や不要となったIDを変更または削除しる。 【特定個人情報使用の記録】						
		1 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを 追跡できる仕組みを構築する。						
リスク	<b>/への対策は十分か</b>	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている						

### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 【従業者が事務外で使用するリスクに対する措置】

1 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを構築する 2 鳥取市情報セキュリティポリシー(情報セキュリティ対策基準:項番7.4.4)の規定を周知し、情報資産を持ち出さないよう職員の意識を高める

#### 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】

1 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを構築する

4. 特定個人情	報ファイルの	の取扱	いの委託				[ ]委託しない	
リスク: 委託先	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク							
委託契約書中の 報ファイルの取扱 規定		[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2	2) 定めていない	
規定の内	容	2 特別 4 特別 5 る 特別 6 特別	定個人情報の目的外利用 定個人情報の取扱い者を 定個人情報を持ち出さない 定個人情報を複写し、又は 定個人情報の漏えい、滅気 定個人情報を業務完了後 要に応じて当市が委託先の	制限 、 は複製しな と、改ざん 速やかに	レスはき損の防止等の適 返還又は廃棄する 行うことができる権限	切な管理	₫のために必要な措置で	を講じ
再委託先による特報ファイルの適切 担保 担保		[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない		?) 十分に行っている 1) 再委託していない	
具体的な	方法	相手力	託者が再委託を行う場合に における責任体制並びに 載した書面を発注者に提	責任者	及び従事者、特定個人情	報保護措	置の内容、監督方法	
その他の措置の	内容							
リスクへの対策は	サイカか は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2	?) 十分である	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								

## 【情報保護管理体制の確認】

1 外部委託業者の選定に際しては本市の情報セキュリティポリシーに従い、情報セキュリティ管理者が業者に対して個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認することとしている。

#### 【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】

- 1 委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。
- 2 委託事業者に対し、機密保持誓約書を提出させている。
- 3 機密保持誓約書の提出があった者のみにシステムの操作権限を付与している。

#### 【特定個人情報ファイルの取扱いの記録】

1 アクセスログによる記録を残し、一定期間保管する。

#### 【特定個人情報の提供ルール、消去ルール】

1 契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。

5. 特	定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	・ワークシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない
リスク	: 不正な提供・移転が行	うわれるリスク			
	固人情報の提供・移転 <sup>-</sup> るルール	[	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				
そのイ	也の措置の内容				
リスク	への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定( する措		会託や情報提供ネットワー	ウシステムを通り	ごた提供を除く。)における	その他のリスク及びそのリスクに対

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[  ]接続しない(入手)	[  ]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク		
	【団体内統合宛名システムのソフトウェアに 団体内統合宛名システムの職員認証・権限 ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 会などを抑止する。	管理機能により、ログイン時の	
	【団体内統合宛名システムの運用における団体内統合宛名システムの職員認証・権限事情報を適宜反映することで、その正確性を	管理において、人事異動や権	限変更等が生じた場合は、人
リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネッ証の発行と照会内容の照会許可用照合リス情報提供ネットワークシステムから情報提供まり、番号法上認められた情報連携以外のティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員は初い場合を理機能	い(※2)との照合を情報提供 共許可証を受領してから情報照 照会を拒否する機能を備えて (※3)では、ログイン時の職	ネットワークシステムに求め、 留会を実施することになる。つ おり、目的外提供やセキュリ 員認証の他に、ログイン・ログ
	アウトを実施した職員、時刻、操作内容の記なオンライン連携を抑止する仕組みになって (※1)情報提供ネットワークシステムを使用	<b>いる。</b>	
	能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号会・提供可能な特定個人情報をリスト化した (※3)中間サーバーを利用する職員の認証 情報へのアクセス制御を行う機能。	に基づき、事務手続きごとに作 もの。	青報照会者、情報提供者、照
	【中間サーバーの運用における措置】 中間サーバーの職員認証・権限管理におい 宜反映することで、その正確性を担保してい	<b>い</b> る。	が生じた場合は、人事情報を適
リスクへの対策は十分か	L Tがじめる ] 1	(選択肢> ) 特に力を入れている ) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われ	れるリスク		
リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットスットワークシステムから入手し、中間サーバストに基づき情報連携が認められた特定個②情報提供機能により、情報提供本ットワーシステムから情報提供許可証と情報で、特定個人情報を自動で生成して送付することで、対応にし、特定個人情報の提供を行う際に、送信を個人情報が不正に提供されるリスクに対応の一個人情報が不正に提供されるリスクに対応を実施した職員、時刻、操作内容の記録が、シライン連携を抑止する仕組みになって使用し機能。 【中間サーバーの運用における措置】 ①業務システムからバッチ処理によって中間特定個人情報を登録したのか全て記録される②中間サーバーの職員認証・権限管理にお適宜反映することで、その正確性を担保して	バーにも格納して、情報提供は人情報の提供の要求であるからつシステムに情報提供を行うされたどり着くための経路階間が不正に提供されらなは自動応答を行わないようなを改めて確認し、提供を行っている。 きでは、ログイン時の職員認証表施されるため、不適切な接続が、これをある。 ま施されるため、不適切な接続が、た特定個人情報の提供の要がある。 は、ログイン時の職員認証がある。 た特定個人情報の提供の要がある。 は、レインを登録する。 は、レイ、人事異動や権限変更等	機能により、照会許可用照合り、チェックを実施している。際には、情報提供ネットワークを受領し、照会内容に対応したるリスクに対応している。いに自動応答不可フラグを設定で、センシティブな特定の他に、ログイン・ログアウト・読端末の操作や、不適切なオ求の受領及び情報提供を行う際に、いつ、どの処理が、どの際に、いつ、どの処理が、どの
リスクへの対策は十分か	L 一十分でめる	(選択肢> ) 特に力を入れている ) 課題が残されている	2) 十分である
	<u>,                                      </u>	The second secon	

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 【安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク】

- [1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置]中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。
- [2 中間サーバープラットフォームにおける措置]
- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合 行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- [3 中間サーバーの運用における措置]中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
- [4 認証に関する措置]情報提供ネットワークシステムへ直接接続する場合に、個別の識別情報(ID、パスワード、生体情報等)による認証を実施している。

#### 【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】

- [1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置]中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
- [2 鳥取市における措置]
- ①ネットワーク接続に対して、ファイアーウォール等でアクセス制御を講じている。
- ②特定個人情報が必要となる直前に取得を行う事で、異動時の変更内容等が反映された最新の状態で入手する。

#### 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】

- [1 中間サーバーソフトウェアにおける措置]
- ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。
- ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
- ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
- ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。
- [2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置]
- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合 行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個 人情報へはアクセスすることはできない。
- [3 中間サーバーの運用における措置]中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

#### 【不適切な方法で提供が行われるリスク】

- く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
- ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (※)暗号化・複合機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。

#### <中間サーバー·プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛 失のリスクに対応している。
- ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を 行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

#### 【誤った情報を提供してしまうリスク・誤った相手に提供してしまうリスクへの措置】

- <住民健康管理システムの運用における措置>
- ①情報連携するために中間サーバーに登録する情報は常に最新かつ正確な情報であることを確認するようにマニュアルに定めている。
- ②また、このリスクが発生してしまった場合の事後のリスク対策が規程やマニュアル等に文書化され遵守している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
- (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

宛名管理システムの正確性を担保している。

①宛名管理システムの宛名情報を、更新があった際及び四半期ごとに定期的に更新し、データが正確であることを担保する仕組みを構築している。

<中間サーバーの運用における措置>

- ①特定個人情報の提供履歴を取得し、保管期間を定め保管している。
- ②特定個人情報の提供履歴をチェックする周期を定め定期的にチェックしている。

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
①事故周知	枚発生時手順の策定・	[	十分に彳	テっている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってし 3) 十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている	
機関に	は3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[	発生なし	]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
	その内容							
	再発防止策の内容							
そのfl	也の措置の内容	1 り 2 を 3 な 4 5 6 7 り 8 【 1 2 口 3 4 5 6 7 紙漏不 3 特 い バ 停機 U 遵端 ・ 様 シコラ 不識識 ア 特	え正が定まッ電器SFT末 的スンプエ別別ク定い・ク。人、ア落をHとし機 対テピにア情情と個紛セ 情サプ雷修りいデ 】を夕応之(をの人、ア落をモての 策を一対セ(Iをの人)を入 報・媒等理・C。プ 用ウする、緩を報	防止した が「体にやD プーサイる防ス人得り が「体はよ廃っ アーカスのすってする なの・アライのですが、ないでですが、は、要策に、る一大のですが、ないですが、ないがですがですが、ないですができます。	る合 いいではない また あいり はい	テム運用管理手順故障対応が一は独立した部屋に設置を行っている。施錠管理されている場所でいため、サーバに無停電でがため、サーバに無停電でがお客を消去している。意媒体の利用、持出し、持込る住民から見えない位置に記を特定し、生体認証等によるを導入し、ウイルスチェックを関している。というなり発行・更新・廃棄している。というない。	製装置を付設している。 みの際のルールが定められてお 設置している。 システムへのログオンを実施する。 を行っている。また、最新の不正プ いる。	
リスク	への対策は十分か	[	十分	である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定们	■人情報の保管・消去に	おける	その他のリス	スク及びその	リスクに玄	 する措置		

### 【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置】

1 情報が変更されるもの(住所情報など)については、庁内システム連携により、随時最新のものに更新するため古い情報のまま保管 され続けることはない。

### 【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置】

1 個人情報が記載された紙については、鳥取市文書取扱規程別表に定める保存年限に基づき保存し、保存年限を経過したものは担 当職員が処理施設へ搬入し溶解処分又は焼却処分を行う。

8. 監	查					
実施の	の有無	[〇]自己点検	[〇]内部監査 [ ]外部監査			
9. 彼	業者に対する教育・啓	<b></b>				
従業者	皆に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
	具体的な方法	3) 十分に行っていない 【鳥取市における措置】 1 特定個人情報の適切な管理を行うため、職員(非常勤職員、臨時職員等を含む)に対し随時鳥取市個人情報保護条例、鳥取市セキュリティポリシーの教育・研修を行う。全庁職員を対象とした研修のほかに、担当課で実施する研修の受講を義務付けることとする。 2 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修を義務付け、秘密保持契約を締結する。				
10.	その他のリスク対策					

## Ⅳ 開示請求、問合せ

Mara - Mara 4 4 12 1	<del></del>				
1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 Tel.0857-20-3121				
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。				
③法令による特別の手続	_				
④個人情報ファイル簿への不 記載等	_				
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
① <b>声</b> 效生	健康こども部鳥取市保健所健康・子育て推進課 健診推進室 680-0845 鳥取市富安二丁目138-4 0857-20-0320				
①連絡先	※歯科検診事務に関しては 健康こども部鳥取市保健所健康・子育て推進課 健康づくり係 680-0845 鳥取市富安二丁目138-4 0857-30-8581				
②対応方法	電話により対応を受け付ける。				

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価						
①実施日	令和4年2月18日					
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】						
①方法						
②実施日・期間						
③主な意見の内容						
3. 第三者点検 【任意】						
①実施日						
②方法						
③結果						

#### (別添2)変更箇所

変更日	7変更固所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明